

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第9回本部員会議

日 時：平成30年11月5日（月）

16時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 野生いのしし対策について

II 狩猟の禁止区域等について

III 「豚コレラ対策検証報告～初期対応を中心として～」について

I 野生いのしし対策について

これまでの取り組み

1 豚コレラ感染が判明した野生いのししの状況（11月4日現在）

死亡または捕獲した、いのしし 326頭（捕獲284頭 死亡42頭）
うち陽性 43頭（捕獲 23頭 死亡20頭）

2 野生いのししの調査捕獲の結果

（1）豚コレラ陽性判定の死亡いのしし確認地域における調査捕獲

岐阜市畜産センターを中心とする区域等において、野生いのししの浸潤状況を把握するとともに個体数を減らすための捕獲を実施

- ・実施期間：9月25日～11月4日（41日間）
（※当初の予定は10月末まで。11月も継続して実施中）
- ・調査地域：①岐阜市椿洞地域（隣接する山県市の一部地域を含む）
②岐阜市大洞地域（隣接する各務原市、関市の一部地域を含む）
- ・調査結果：捕獲頭数 26頭
陽性17頭（①椿洞地域10頭、②大洞地域7頭）
陰性 9頭（①椿洞地域）

（2）調査対象区域の外縁部における調査捕獲

調査対象区域の外縁部において野生いのししの浸潤状況を把握するための捕獲を実施

- ・実施期間：9月27日～11月4日（39日間）
（※当初の予定は10月末まで。11月も継続して実施中）
- ・調査地域：調査対象区域の外縁部にあたる地域
（対象となる市町村）
岐阜市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、北方町、
笠松町、岐南町、揖斐川町、大野町、関市、美濃市、
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、多治見市
- ・調査結果：捕獲頭数 111頭
陽性 0頭
陰性111頭（山県市、富加町、岐阜市、揖斐川町、本巣市、
美濃市、美濃加茂市、大野町、関市）
（※表1 地図1・2・3・4 参照）

3 拡散防止対策の実施状況

(1) 防護柵・緩衝帯の整備

<防護柵>

- ・10/27～28 関市上迫間地区（ワイヤーメッシュ（2箇所）900m）
- ・岐阜市石谷、岩利、山県市梅原、関市倉知、小屋名地区で既設電気柵、ワイヤーメッシュ柵の確認及び点検を実施

<緩衝帯（草刈、雑木除去）>

- ・10/17 岐阜市石谷地区（100m）
- ・10/18～19 岐阜市岩利地区（600m）
- ・10/24～26 坂祝町勝山地区（100m）
- ・10/25～31 関市上迫間地区（900m）
- ・10/25～26 各務原市鷺沼地区（300m）
- ・10/26 関市倉知地区（300m）
- ・10/30～31 関市稲口地区・国道248号沿い（1,000m）
- ・10/31～ 関市西田原地区・津保川河川敷（1,000m）

(2) 生息状況調査

いのしし出没地点や周辺地域における生息状況を確認するため、センサーカメラを設置

- ・10/24～ 岐阜市椿洞地区～山県市梅原地区（7箇所）
- ・11/1～ 岐阜市大洞地区～各務原市須衛町地区（2箇所）
- ・10/30～ 関市倉知地区～稲口地区（4箇所）
- ・10/31～ 関市西田原地区（津保川河川敷）（2箇所）

4 農場の防疫対策の実施状況

(1) 電気柵の設置

- ・10/19までに、いのしし調査対象区域内18農場で設置完了

(2) ワイヤーメッシュ柵の設置

県内24農場で設置要望あり うち 6農場：設置済み
18農場：着手済み

(※いのしし調査対象区域内18農場中3農場が設置済み、
5農場が設置予定、10農場は室内飼育等で不要)

今後の取組み

1 野生いのしし調査対象区域の見直し

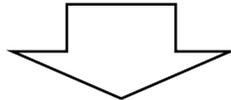
これまで約1か月間に検査した野生いのしし326頭中、陽性個体43頭が発見されているが、このうち、①椿洞地区23頭、②大洞地区19頭と概ねこの2地区に限定されている。

一方、調査区域の外縁部において、可児市西帷子地区にしかたびらで陽性の野生いのしが1頭発見されるなど、新たに拡大防止対策を行うべき地域も見られる。

こうした状況を踏まえ、今後の野生いのしし対策を行うにあたり、調査対象区域を次のとおり変更する。（※11月6日から実施）

<従来の調査対象区域>

- ① 国の通知に基づく「発生農場から半径10kmの円の範囲内」
- ② 国の通知に基づく「堆肥センターから半径10kmの円の範囲内」
- ③ 県が設定した「陽性個体の発見箇所から半径10kmの範囲内」



<新たな調査対象区域>

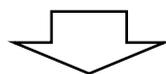
- ① 岐阜市椿洞地区（隣接する山県市の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ② 岐阜市大洞地区（隣接する各務原市及び関市の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ③ 可児市西帷子地区の陽性個体発見箇所から半径10kmの円の範囲内

（※地図5参照）

※区域変更後においても、今後の陽性個体の発見状況に応じ、必要な見直しを行う。

見直しに伴う「野生いのしし調査対象区域市町村」は次のとおり。

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、
山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、
坂祝町、富加町に跨る区域（17市町）



岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、
山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、
坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町に跨る区域（20市町）

2 今後の拡散防止対策

(1) 野生いのししの調査捕獲

新たな3つの円による調査対象区域において、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を継続する。

特に、新たに陽性個体が発見された可児市周辺については、愛知県とも調整の上で、拡散防止に向け、重点的な捕獲を行う。

- ・実施主体：県、県猟友会
- ・実施期間：平成30年11月1日～11月30日（当面の予定）
- ・調査地域：①岐阜市椿洞地域（隣接する山県市の一部地域を含む）
②岐阜市大洞地域（隣接する各務原市、関市の一部地域を含む）
③可児市地域（可児市西帷子^{にしかたびら}で陽性個体が発見された箇所から半径10kmの範囲）

※県中央家畜保健衛生所で実施する感染確認検査については、上記区域内における捕獲個体及び死亡個体の全数を検査。区域外においては、国の各都道府県への通知に準じ、死亡個体の全数を検査。

(2) 拡散防止のための防護柵等の設置

可児市西帷子と愛知県犬山市に跨る山塊から、別の山塊へ野生いのししの拡散を防止するため、愛知県と調整をしたうえで、防護柵の設置や緩衝帯の整備を実施する。(※11月6日から調査開始)

II 狩猟の禁止区域等について

1 狩猟の禁止区域の見直し

(1) 経緯・趣旨

感染した野生いのししの周辺への拡散を防止するため、いのしし・しかのわな猟が解禁となる11月1日から、鳥獣保護管理法第15条により、区域を定め、11月14日までの間、狩猟を禁止している。

11月15日からは、銃猟を含めた狩猟が始まるが、先に行った調査捕獲の結果等を見ると、感染した野生いのしし生息範囲は限定されつつあるものの、可児市など新たな地域でも陽性個体が発見されている状況にある。

このため、野生いのしし調査対象区域の見直しに伴い、当該区域を含む区域を新たに禁止区域として設定する。

(2) 禁止区域等

・禁止区域

[11月14日まで]

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域
岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、
山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、
坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町 (20市町)
※上記のうち可児市（旧兼山町）、川辺町、八百津町、御嵩町は11/7から区域に追加



[11月15日から平成31年3月15日まで]

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域
岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市の一部）、
関市（旧武芸川町の全域、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町、旧上之保村の
一部）、美濃市、美濃加茂市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町
の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の
一部）、瑞穂市（旧巣南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、
旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、
揖斐川町（旧谷汲村、旧坂内村の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、
富加町、川辺町、八百津町の一部、御嵩町
(20市町)

(※地図6参照)

※区域は、今後の陽性個体の発見状況等により変更することがある。

- ・周知方法：・岐阜県の狩猟者登録を受けた方全員への文書通知
・説明会の開催、HPへの掲載 など
- ・その他：愛知県においても、狩猟の制限について検討中

<11/7～11/14までの禁止区域の追加について>

10月30日に可児市西帷子地内で陽性のいのししが捕獲され、調査対象区域が追加されたことに伴い、次のとおり、狩猟の禁止区域を追加。これにより禁止区域のある市町村は17市町から20市町となった。

追加した区域：可児市（旧兼山町の区域に限る）、川辺町、八百津町、御嵩町
指定期間：11月7日～11月14日

<鳥獣保護管理法第15条>

環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる

<岐阜県の猟期（通常）>

11/1～11/14 わな猟によるいのしし・しかの猟が可能
11/15～2/15 銃猟、わな猟、網猟による鳥獣全般の猟が可能
2/16～3/15 銃猟、わな猟によるいのしし・しかの猟が可能

2 野生いのししのジビエ利用自粛区域の見直し

(1) 経緯・趣旨

野生いのししのジビエへの利用については、11月1日から、狩猟の禁止区域内で捕獲された野生いのししに限って、ジビエへの利用の自粛を引き続き要請したところであるが、11月15日からは、狩猟の禁止区域を変更することに合わせ、次のとおり自粛の区域を変更する。

(2) ジビエの利用自粛区域の変更等について

- ・野生いのししのジビエ利用自粛区域

[11月14日まで]

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町（20市町）

※上記のうち可児市（旧兼山町）、川辺町、八百津町、御嵩町は11/7から区域を追加



[11月15日から平成31年3月15日まで]

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市の一部）、関市（旧武芸川町の全域、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町、旧上之保村の一部）、美濃市、美濃加茂市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部）、瑞穂市（旧巣南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町（旧谷汲村、旧坂内村の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町の一部、御嵩町（20市町）

(※地図6参照)

※区域は今後の陽性個体の発見状況等により変更することがある。

- ・自粛区域内にあるジビエ食肉処理施設

24施設（11/14まで（11/7に1施設追加））→21施設（11/15から）

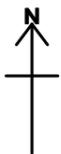
※自粛区域内の施設に対しては、10/29～11/1の間に清浄性の確認検査を終了。また、防疫用資材（消石灰、消毒用アルコール等）の配布、ぎふジビエ衛生ガイドラインの遵守の徹底を完了。

表1

野生イノシシの捕獲状況（11/4現在）

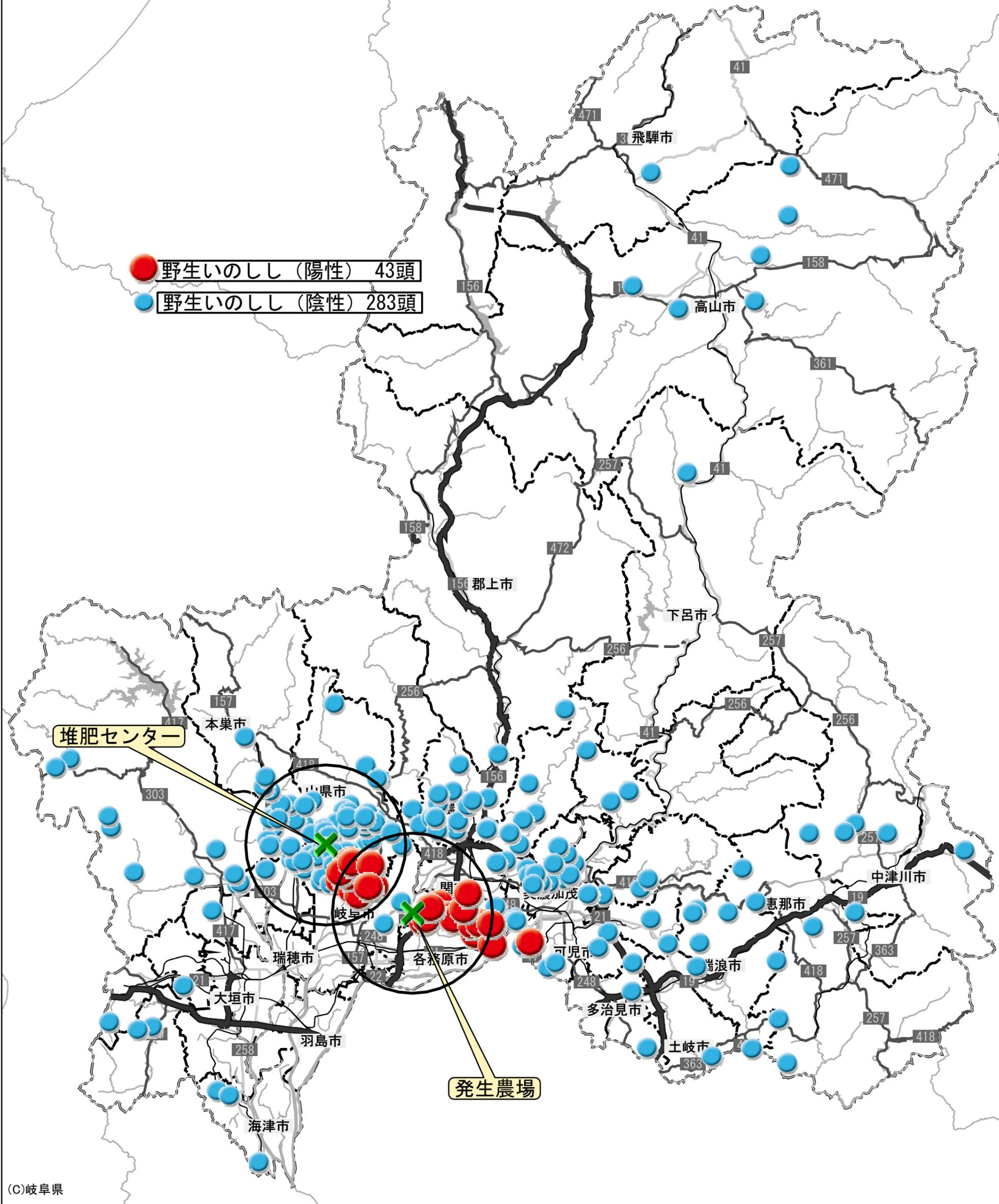
* 調査捕獲期間： ①9/25～11/4
②9/27～11/4

調査対象区域		捕獲イノシシ						死亡イノシシ		合計	
		調査捕獲		有害捕獲		小計		陽性	陰性	陽性	陰性
		陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性				
調査対象区域		17	120	6	89	23	209	20	5	43	214
①感染イノシシが 集中している地域	岐阜市椿洞地域	9	2	0	0	9	2	13	0	22	2
	岐阜市椿洞周辺地域 (山県市の一部)	1	7	0	0	1	7	0	0	1	7
	岐阜市大洞地域	2	0	0	0	2	0	2	0	4	0
	岐阜市大洞周辺地域 (各務原市の一部)	3	0	5	0	8	0	4	0	12	0
	岐阜市大洞周辺地域 (関市の一部)	2	0	0	0	2	0	1	0	3	0
	計	17	9	5	0	22	9	20	0	42	9
②調査対象区域の 外縁部	17市町 岐阜市、各務原市、山県市、 本巣市、瑞穂市、北方町、 笠松町、岐南町、揖斐川町、 大野町、関市、美濃市、 美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、多治見市	0	111	1	89	1	200	0	5	1	205
調査対象区域外		対象外		0	52	0	52	0	17	0	69
合計		17	120	6	141	23	261	20	22	43	283
総計										326	



野生いのししの豚コレラ感染状況
(死亡または捕獲したいのしし 11月4日現在 : 326頭)

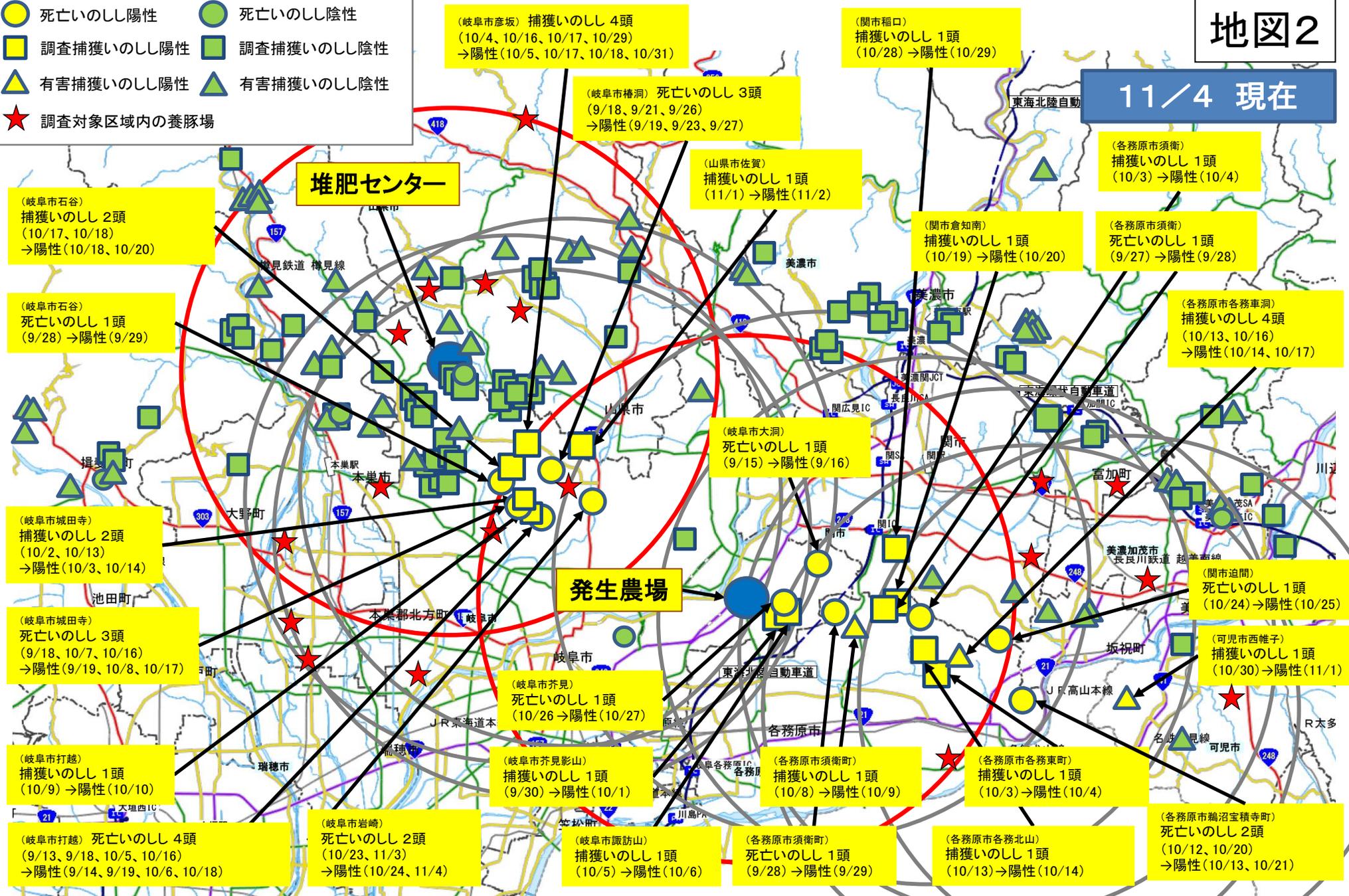
地図 1

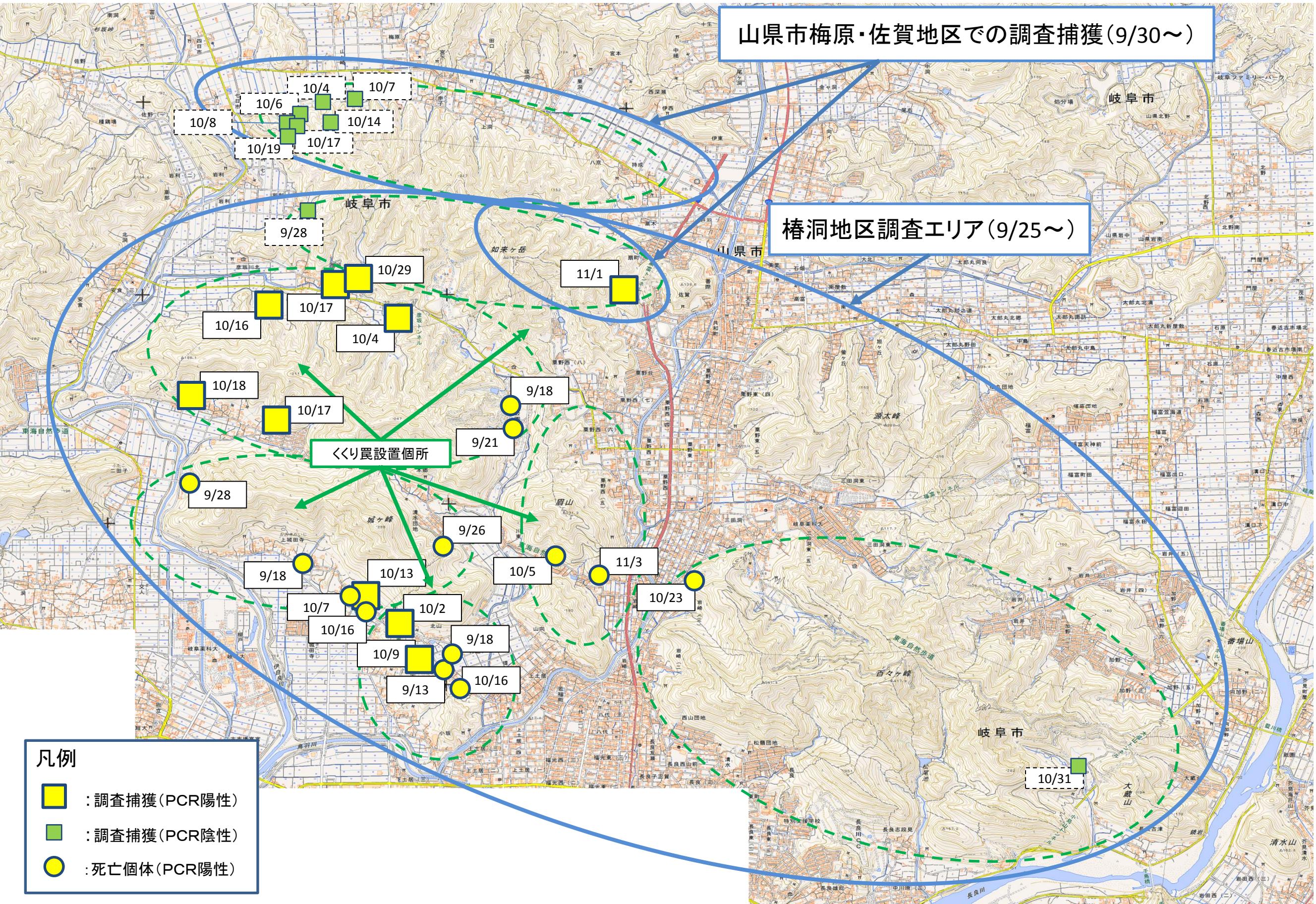


地図2

11/4 現在

- 死亡いのしし陽性
- 死亡いのしし陰性
- 調査捕獲いのしし陽性
- 調査捕獲いのしし陰性
- ▲ 有害捕獲いのしし陽性
- ▲ 有害捕獲いのしし陰性
- ★ 調査対象区域内の養豚場





山口市梅原・佐賀地区での調査捕獲(9/30~)

椿洞地区調査エリア(9/25~)

くくり罠設置箇所

凡例

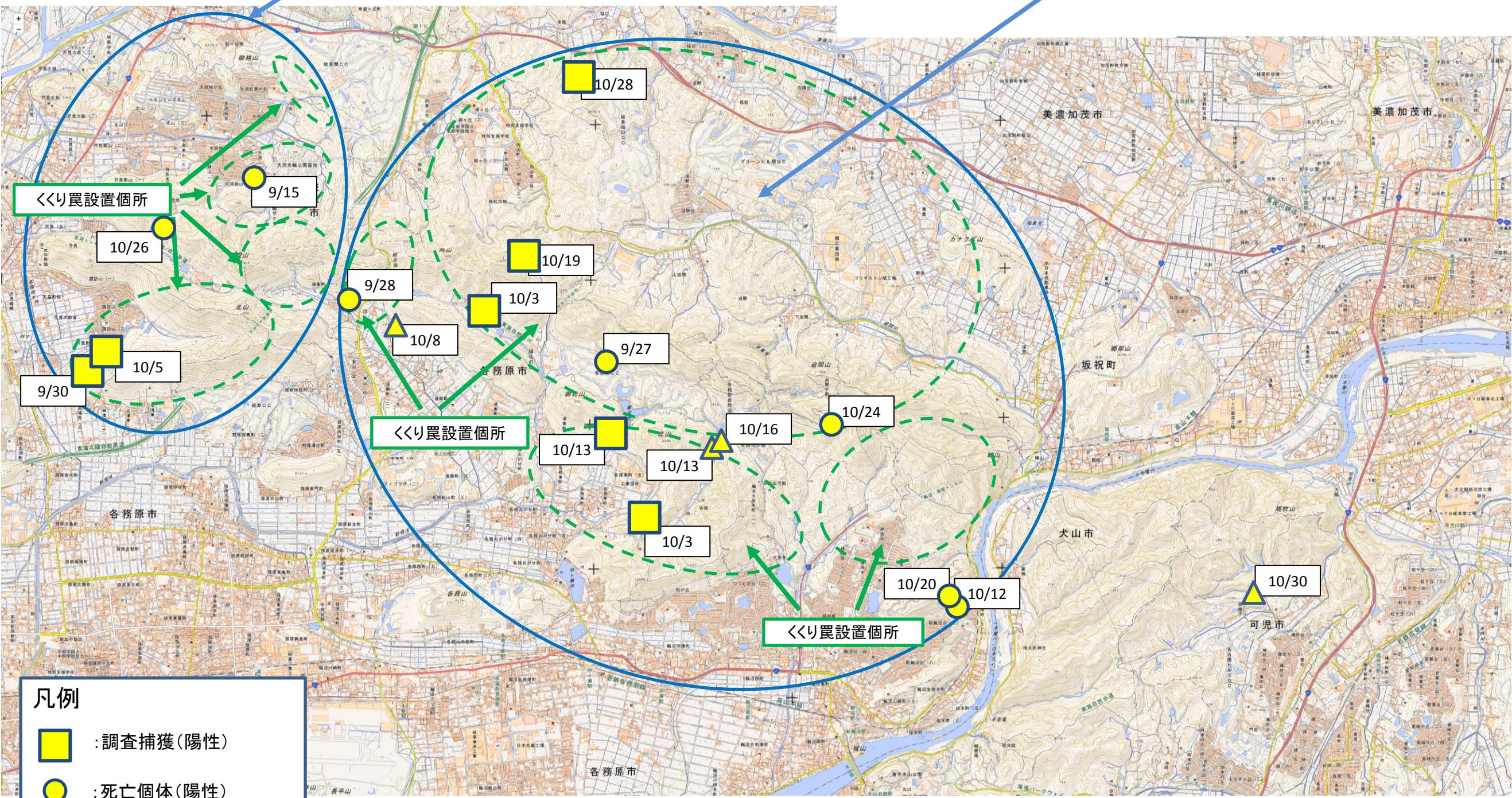
- : 調査捕獲(PCR陽性)
- : 調査捕獲(PCR陰性)
- : 死亡個体(PCR陽性)

大洞地域及び周辺地域での取り組み

地図4

大洞地区調査エリア(9/25～)

各務原北部、関南部地区調査エリア(9/30～)



- 凡例
- : 調査捕獲(陽性)
 - : 死亡個体(陽性)
 - ▲ : 捕獲個体(陽性)

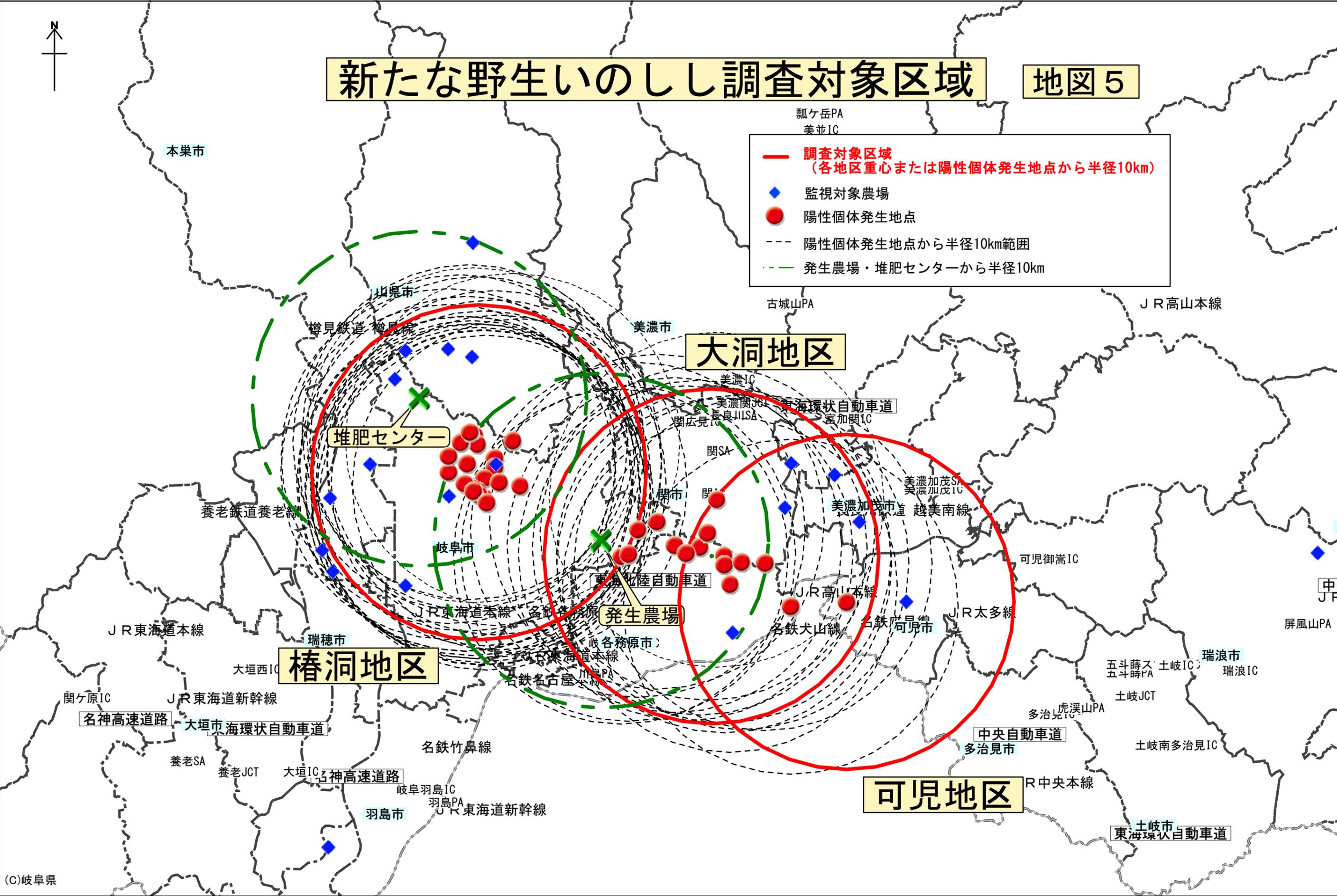
新たな野生いのしし調査対象区域

地図5

瓢ヶ岳PA
美並IC

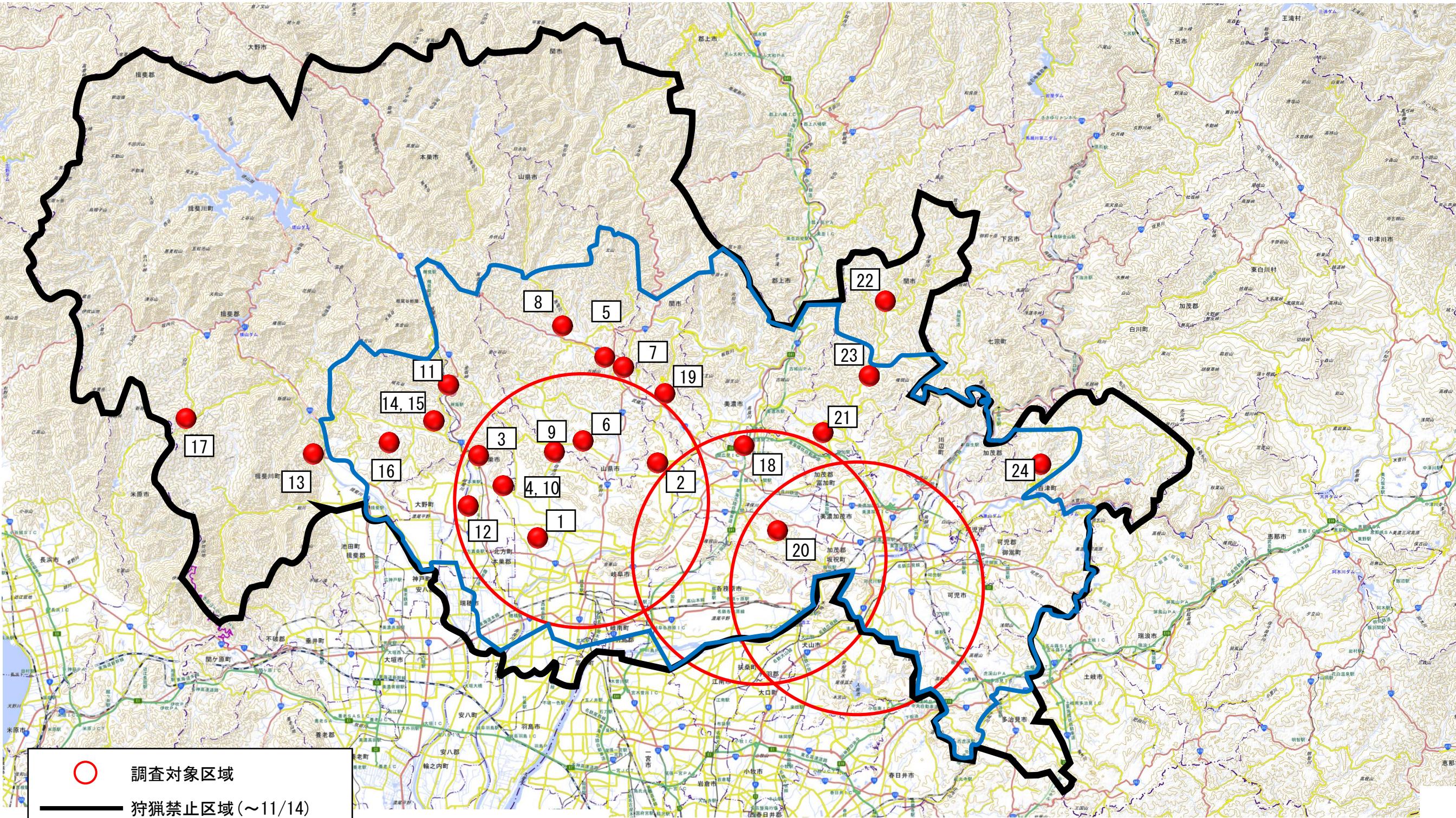
- 調査対象区域
(各地区重心または陽性個体発生地点から半径10km)
- 監視対象農場
- 陽性個体発生地点
- 陽性個体発生地点から半径10km範囲
- 発生農場・堆肥センターから半径10km

古城山PA



狩猟の制限について

地図6



-  調査対象区域
-  狩猟禁止区域 (~11/14)
-  狩猟禁止区域案 (11/15~)
-  ジビエ食肉処理施設

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告～初期対応を中心として～(概要)

<総括>

○ 国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚(とん)コレラについては、9月9日に「岐阜県家畜伝染病防疫対策本部」を設置以降、各種防疫措置を実施してきた。その後、9月29日に搬出制限区域解除、10月10日に移動制限区域解除となったが、野生いのししの感染が確認されており、野生いのししの検査、防護対策等をはじめ豚コレラの防疫対策は継続中である。

○ しかし、本事案の初動において、9月18日の「初期対応の検証(中間報告)」で示したとおり、その対応には不備があった。

【初期対応の検証(中間報告)】

- ・ 8/24の立入から一貫して熱射病として処理されており、9/7まで農場の豚の死亡状況の進行等を把握できていなかった。当初から発生農場と緊密な連絡体制をとって、早期に豚の刻々の死亡状況等を把握し、対応すべきであった。
- ・ 当初、熱射病と判断したが、「感染症の可能性はある」とした以上は、早期に感染症(豚コレラを含む)の検査を実施すべきであった。
- ・ 9/3の検査開始から9/9の国の豚コレラ陽性確定までかなり時間を要したことに鑑み、今後、検査対応が適切であったかどうか、国の拡大豚コレラ疫学調査チームと連携して、検証すべきである。

○ この背景には、関係者に「まさか、内陸県である本県において、26年ぶりに豚コレラが発生することはないだろう」との思い込みがあるなど、豚コレラに対する危機管理意識の欠如が各段階の不備や遅れを招いた根本的な原因の1つと言える。家畜伝染病の防疫対策上、平時の備え及び初動対応が特に重要であることから、常に高い危機管理意識を持ち、迅速に対応するための万全の体制を整える必要があるが、それが至らなかった。

○ これらの反省点を踏まえ、課題を洗い出し、初動の在り方などについて総点検を行い、遵守すべき「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(国の防疫指針)」を基本に、見直すべき点は見直し、家畜伝染病対策の充実・強化を図り、今後、豚コレラのみならず、新たに発生する可能性がある他の家畜伝染病に対しても、万全の体制で備える必要がある。

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告～初期対応を中心として～（概要）

<検証の位置づけ>

○ 本検証では、関係者への聞き取り、関係資料の精査により、県が本事案を覚知した以降から発生農場における防疫措置完了までの間（8月24日～9月11日）を中心に、豚コレラ発生という危機管理事案に対して、県の体制や、その対応が適正であったかどうかを検証する。

具体的には、初動対応を中心に、課題を洗い出し、今後同様の対応を繰り返さないよう、対応の手順や体制を構築するため、

- （1）初動を中心とした対応に関する事実関係の確認
- （2）県が実施した検査等の対応の検証
- （3）課題解消のための対策（今後の対応方針案）

について、取りまとめた。

○ なお、本検証は県が独自に行ったものであり、11月4日までに把握できた事実に基づき検証を行った結果を、取りまとめたものである。

○ 現在、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」において、「発生農場における感染時期の推定」、「発生農場における感染リスクの比較、検証」、「海外からのウイルスの侵入要因に関する検証」、「野生動物（いのしし）による感染リスクの検証」、「ウイルスの遺伝子解析」など疫学的な観点から調査を継続していることから、今後、新たな事実が判明する可能性もある。

県としても、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」と連携を図りつつ、新たに検証すべき事項が生じた場合又は検証を見直す必要が生じた場合は、追加で検証を行い、取りまとめるものとする。

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告～初期対応を中心として～(概要)

<検証>

【事実関係】

1. 初動の対応について

- 関係者（県畜産課及び県中央家保、市獣医師、農場主）は、危機管理意識が欠如していたため、豚コレラを一切疑わなかった。
- 国の防疫指針の全面改正（H25.6）後も、これに伴う県の防疫対策要領の改正がなされていなかった。
- 上記の農水省通知がある中で、市獣医師は、8月9日に農場主から飼養豚の不調の訴えを受けた後、8月24日に至るまで、県中央家保に一切の連絡をとっていなかった。

【評価】

- 8月3日には、農水省から「中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について」の通知文を受理していることから、関係者は、危機管理意識を持つべきであった。
- 県は、国の防疫指針を反映した防疫対策要領を改正し、また、詳細な手順等も定めておくべきであった。
- 市獣医師は、8月20日の先輩獣医師からの「感染症を疑うべき」との助言やその後の診療結果などを踏まえれば、早期に県中央家保に相談すべきであった。

【対策方針】

- 県内の全農場主、関係獣医師に対して危機管理意識を高めるため、家畜伝染病予防法及び国の防疫指針等について徹底した研修を行う。
- 国の防疫指針に基づき、県の防疫対策要領を年度内に全面改訂し、そのうち、初期対応に係る部分については年内に策定する。
- 関係者が、豚の異常を把握した時点で、農場の記録簿やカルテを共有し、関係者間で事態を正確に把握し、適切な初動対応に努めるよう、徹底した研修を行う。

【事実関係】

【評価】

【対策方針】

1. 初動の対応について(続き)

- ・ 県中央家保は、8月24日の立入後、血液検査の結果、感染症を疑う所見が得られたにもかかわらず、その後の状況把握をしなかった。
- ・ さらに、県中央家保は9月3日以降、7日夜に農水省からの指示で立ち入るまでの間も、一切の立入検査を実施していなかった。

- ・ 県中央家保は、9月7日の立ち入り後、農場主への聞き取りにより、初めて豚の大量死を知った。

- ・ 県中央家保は、8月24日の立入時から、早期に感染症（豚コレラを含む）の検査を実施すべきであった。

- ・ 発生農場、市獣医師及び県中央家保は、緊密な連絡体制をとって、早期に豚の刻々の死亡状況など農場の状況を把握、記録のうえ、対応すべきであった。

- ・ 国の防疫指針に定める手順に基づき行動することを徹底する。
- ・ 関係者間で情報共有や事案発生時の役割を想定した合同訓練を実施する。

- ・ 豚の異常を覚知した以降は、事態が収束するまで1日2回以上の定時報告の実施について、新たな防疫対策要領でルール化する。

2. 県の体制について

- 9月3日の県中央家保での検査開始から、国の陽性確定までかなり時間を要した。その理由は、国の防疫指針に定める各検査を迅速に実施しなかったこと及び、当該検査の検査担当者が1名しかいないということであった。
- 検査内容の詳細な記録が残されていなかった。また、PCR検査を二度繰り返して異なる結論が出るなど、検査プロセスが適切ではなかった。
- PCR検査で豚コレラの抗原が確認されたにもかかわらず、9月3日に実施したFA検査は陰性判定であった。
- 8月24日からの立ち入り検査等の情報は、9月7日で初めて県中央家保から県畜産課へ報告された。その後、県幹部（農政部長、副知事、知事）に共有されたのは、さらに遅れた。

- 国の防疫指針に基づき、速やかに立入検査を実施し、各種検査も行うべきであった。また、検査の管理体制及び人員体制を充実し、一連の検査を迅速に実施すべきであった。
- 国の防疫指針に基づくことを前提として、さらに、検査材料の記録や検査結果の確認等について具体的な管理ルールを定めるべきであった。
- 9月3日の検体に関して、県が行ったFAの検査材料等が適切ではなかったのではないか。
- 情報収集、情報集約、情報共有、情報発信それぞれにおいて、組織的な体制を整備のうえ、県幹部に適切に情報共有すべきであった。また、適切な情報を県民に提供すべきであった。

- 国の防疫指針に定める手順に基づき行動することを徹底する。
- 家畜伝染病全般に迅速に対応するため、獣医師の増員など検査人員体制の強化を図る。
- 国の「家畜保健衛生所等における検査等の業務管理要領」を参考に、検査体制、検査室や検査器具の管理、検査や検査材料の記録、検査結果の確認等について、具体的な管理ルールを定める。
- FAの検査材料及び検査方法については国とともに改めて精査する。
- 県中央家保から県畜産課へ確実に情報提供を行うため、初動動作について防疫対策要領に位置づけ、徹底する。
- 豚コレラに関する重要情報が提供され覚知した時点で、情報の一元的把握と一元的提供を行う「家畜伝染病対策情報集約センター（仮称）」を設置する。

3. 農場の適正な管理について

- ・ 県は、発生農場に対し、平成30年5月に立入調査をしているが、チェック表のみであり、詳細な記録は残されていない。
- ・ 農場主は、異常のある豚の頭数を記録していなかった。
- ・ 8月中旬から9月3日までに死亡したといわれている20頭や9月3日以降に死亡したとされる80頭の死体の行き先が判明していない。
これらの豚の頭数の明確な記録はされていない。
ただし、9月9日時点の豚、その他汚染物質については、防疫措置において、すべて埋却等により処理されている。
しかし、これらの死亡豚のうち一部が、ふん便に混ぜられたのち搬出されたと、国の疫学調査チームで報告された。
- ・ 9月7日午前中まで発生農場から堆肥原料が出荷されていた。

- ・ 県は、同基準について、チェック表のみではなく、詳細な記録を残すべきだった。
- ・ 発生農場は、異常のある豚の頭数を記録すべきであった。
- ・ 発生農場は、そもそも異常がある豚の頭数の明確な記録をすべきであった。
- ・ 死亡豚がふん便に混ぜられ、搬出されたことは、農場主及び受け入れ側の共同堆肥場ともに否定しているが、現時点で判断は困難である。
- ・ 発生農場は死亡豚が増加する中、その原因が明らかでない状況下で、堆肥原料を共同堆肥場へ出荷すべきでなかった。

- ・ 県による現地確認時には、同基準の遵守状況を詳細なチェックリストや写真などにより具体的に記録する。
- ・ 全農場に対し、飼養衛生管理基準に基づく豚の健康状態等の記録及び保管を徹底指導する。
- ・ 全農場に対し、飼養衛生管理基準に基づく豚の健康状態等の記録及び保管を徹底指導する。
- ・ 仮に、死亡豚がふん便に混ぜられ搬出し、堆肥が作られたとすれば、化製場法違反のおそれがあることから、法令違反が生じないように、改めて畜産事業者、共同堆肥場等、関係者に法令順守について徹底を図る。
- ・ 共同堆肥場への堆肥原料の搬出については、関係法令（化製場法）の所管である岐阜市が、共同堆肥場の封じ込め終了後（国と調整中）、現地への立ち入り調査を実施予定である。頭数については、国とともに改めて精査する。
- ・ 全農場に対し、飼養衛生管理基準に基づく豚の取り扱いを徹底指導する。

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告
～初期対応を中心として～

平成30年11月5日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

「平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告」目次

1	総括	1
2	検証の位置づけ	2
3	対応の推移	3
4	検証	
	1. 県の対応の検証	
	1-1 豚コレラに対する認識について	1 1
	1-2 県と発生農場、獣医師との連携について	1 3
	1-3 8月24日の検査について	1 5
	1-4 9月3日の検査について	1 9
	1-5 9月3日以降の検査に要した期間について	2 2
	1-6 初動の情報共有について	2 3
	2. 県の体制の検証	
	2-1 県の検査体制について	2 5
	2-2 県の防疫要領等について	2 7
	2-3 情報収集、情報共有等について	2 9
	3. 農場の適正な管理について	
	3-1 農場の衛生管理について	3 0
	3-2 共同堆肥場への堆肥原料の搬出について	3 3
5	具体的対策とアクションプラン（案）	
	1. 異常豚の早期発見・早期通報の徹底	3 5
	2. 迅速かつ正確な検査体制等の仕組み強化（人材育成・確保）	3 6
	3. 迅速かつ正確な検査体制の仕組み強化（拠点整備）	3 8
	4. 重要情報の共有ルール確立	3 9
	5. 情報収集・集約・共有等の仕組み強化	4 5
	6. 防疫対策要領の作成及び改正	4 8
	7. アクションプラン	4 9

1 総括

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}については、9月9日に「岐阜県家畜伝染病防疫対策本部」を設置以降、各種防疫措置を実施してきた。その後、9月29日に搬出制限区域解除、10月10日に移動制限区域解除となったが、野生いのししの感染が確認されており、野生いのししの検査、防護対策等をはじめ豚コレラの防疫対策は継続中である。

しかし、本事案の初動において、9月18日の「初期対応の検証（中間報告）」で示したとおり、その対応には不備があった。

- 8/24の立入から一貫して熱射病として処理されており、9/7まで農場の豚の死亡状況の進行等を把握できていなかった。当初から発生農場と緊密な連絡体制をとって、早期に豚の刻々の死亡状況等を把握し、対応するべきであった。
- 当初、熱射病と判断したが、「感染症の可能性はある」とした以上は、早期に感染症（豚コレラを含む）の検査を実施するべきであった。
- 9/3の検査開始から9/9の国の豚コレラ陽性確定までかなり時間を要したことに鑑み、今後、検査対応が適切であったかどうか、国の拡大豚コレラ疫学調査チームと連携して、検証するべきである。

この背景には、県組織として平時からの豚コレラに対する注意喚起が不十分で、関係者に「まさか、内陸県である本県において、26年ぶりに豚コレラが発生することはないだろう」との思い込みがあるなど、豚コレラに対する危機管理意識の欠如が各段階の不備や遅れを招いた根本的な原因の1つと言える。家畜伝染病の防疫対策上、平時の備え及び初動対応が特に重要であることから、常に高い危機管理意識を持ち、迅速に対応するための万全の体制を整える必要があるが、それが至らなかった。

これらの反省点を踏まえ、課題を洗い出し、初動の在り方などについて総点検を行い、遵守すべき「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（国の防疫指針）」を基本に、見直すべき点は見直し、家畜伝染病対策の充実・強化を図り、今後、豚コレラのみならず、新たに発生する可能性がある他の家畜伝染病に対しても、万全の体制で備える必要がある。

2 検証の位置づけ

本報告では、関係者への聞き取り、関係資料の精査により、県が本事案を覚知した以降から発生農場における防疫措置完了までの間（8月24日～9月11日）を中心に、豚コレラ発生という危機管理事案に対して、県の体制や、その対応が適正であったかどうかを検証する。

具体的には、初動対応を中心に、課題を洗い出し、今後同様の対応を繰り返さないよう、対応の手順や体制を構築するため、

- （1）初動を中心とした対応に関する事実関係の確認
- （2）県が実施した検査等の対応の検証
- （3）課題解消のための対策（今後の対応方針案）

について、本報告に取りまとめたところである。

なお、本検証は県が独自に行ったものであり、11月4日までに把握できた事実に基づき検証を行った結果を取りまとめたものである。

現在、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」において、「発生農場における感染時期の推定」、「発生農場における感染リスクの比較、検証」、「海外からのウイルスの侵入要因に関する検証」、「野生動物（いのしし）による感染リスクの検証」、「ウイルスの遺伝子解析」など疫学的な観点から調査を継続していることから、今後、新たな事実が判明する可能性もある。

県としても、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」と連携を図りつつ、新たに検証すべき事項が生じた場合又は検証を見直す必要が生じた場合は、追加で検証を行い、取りまとめるものとする。

3 対応の推移

県及び関係機関における豚コレラ対応の推移は、以下のとおりである。

※ は、聞き取り調査により把握した情報。

日 時	発生農場、市獣医師、県、国の動き
8月 9日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市獣医師が定期的な予防接種のため農場を訪問 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(農場主) エサ食いが悪い、親豚に元気がないことを市獣医師に相談した。</p> <p>(市獣医師) 診療を要する程の異変は察知していない。何かあれば相談するよう、農場主へ伝えた。死亡豚や弱った豚は見えていない。</p> </div>
8月 17日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市獣医師が農場主からの依頼により薬を届けるため農場を訪問 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(市獣医師) 豚舎には入っていない。農場主から具体的な診療依頼はなく、診療を要する程の異変は察知していない。</p> </div>
8月 20日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市獣医師が農場主の依頼により診療のため農場を訪問。豚の数頭が全くエサを食べない、衰弱している状態。「熱射病」と診断し、抗生物質の注射等を実施。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(市獣医師) 症状がひどい9頭を診療。同日、信頼する近隣のベテラン獣医師に相談。「熱射病であればもっと暑い時期に出ているはず。感染症をとにかく疑え」とのアドバイスを受けた。一般的な感染症であるサーコや PRRS を念頭に置いていた。</p> </div>
8月 23日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市獣医師が定期的な予防接種のため農場を訪問。5頭に予防接種を実施。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(市獣医師) 豚が弱っていたため、通常時は10頭のところ、5頭のみ予防接種を実施した。</p> </div>

- ・市獣医師は改めて診療のうえ、「熱射病」と診断し、症状がひどい6頭に冷水浣腸などを実施。

(市獣医師)

20日に診療した豚について、薬もあまり効いていない様子であり、症状に改善が見られなかった。

農場主から、20日に診療した豚について、回復した豚もいたものの、1頭は死んだとの話を聞いた。また、農場主から「廃業しなければならないかもしれない」との発言があった。

※この頃の豚の死亡状況（農場主聞き取り）

- ・ 8月16日から9月3日まで概ね20頭が死亡（一度に大量に死亡したわけではなく、一定頻度で死亡）。なお、毎日の豚数の増減は記録していない。

8月24日（金）

- ・市獣医師が県中央家畜保健衛生所（以下、「県中央家保」という。）に血液検査を依頼。この依頼に応じ、県中央家保、市獣医師が10：15に立ち入りし、「臨床検査」と、「血液一般検査」及び「血液生化学検査」（以下、「血液検査」という。）を実施（6頭分）。

(市獣医師)

20日の症状から改善が見られなかったことから、農場主と相談のうえ、県中央家保へ血液検査を依頼した。

【臨床検査の結果】

豚はぐったりし、高体温であったが、下痢、咳等は見られなかった。農場主からの聞き取りにより、食欲不振であること、流産があったこと、死亡豚が2頭（8/23、8/24で各1頭）いたこと、前週に夜間送風ダクトが止まっていたこと、豚舎の北側の窓を閉めていたこと、制限給水を行っていたことを確認し、熱射病対策を助言した。

- ・同日、市獣医師も「熱射病」と診断しつつ、熱射病による衰弱後、一般的な感染症を発症したことも疑い、それらの治療のため抗生物質の注射等を実施。
 - ・県中央家保、「血液検査」結果の一部（速報値）を岐阜市に報告
- 8月25日（土）
- ・「血液検査」結果の一部（速報値）を踏まえ、市獣医師から農場主へメール。「(一番疑っていた熱射病に関連した)脱水はしていません。リンパ球が増えて何か感染症は考えられます。(治療について)少し検討させてください。」と連絡。
- 8月26日（日）
- 8月27日（月）
- ・【24日に行った中央家保による「血液検査」の最終考察】
「なんらかの感染が起きている可能性があります」
 - ・県中央家保から県畜産研究所（養豚・養鶏研究部）に「血液検査」の検査結果を共有し、専門的見地からの意見を求める。
→「熱射病が疑われるが感染症も捨てきれない。水の散布、風通しなどの熱射病の対策を実施するほか、感染症の有無を確認してはどうか」とのアドバイス
 - ・市獣医師から農場主へメール。「昨日はとても暑かったですが、豚の調子はどうですか。家保と対策を検討しています。感染症の可能性を疑っています。何かあればいつでも連絡をください。夜でもこの番号につながります。」と連絡。
- 8月28日（火）
- ・県中央家保が「血液検査」の検査結果及び最終考察を岐阜市に報告
- (市獣医師)
治療が長引いていることから製薬会社に相談。製薬会社から紹介された薬を手配し、30日に農場に届けることとした。
- 8月29日（水）

8月30日（木）

- ・市獣医師が薬を届けるため農場を訪問。「暑熱による畜産関係被害状況調査」のため、別の岐阜市職員も同行。

（市獣医師・岐阜市職員）

豚舎には入っていない。農場主からの聞き取りにより、8月16日から31日までに暑熱の影響による20頭死亡を確認。

8月31日（金）

- ・岐阜市が「暑熱による畜産関係被害状況調査」を取りまとめ（8月16日から31日までに暑熱の影響による20頭死亡）※報告書には、市内すべての農場の合計として20頭を記載。農場名の記載なし。

（県中央家保）

県中央家保から市獣医師に対し、「土日でもよいので農場に異常があれば知らせてほしい」と依頼した。

9月 1日（土）

9月 2日（日）

9月 3日（月）

- ・市獣医師が農場主からの依頼により薬を届けるため農場を訪問。死亡豚1頭を県中央家保に持参。

（市獣医師）

豚舎には入らず、豚舎前室で死亡豚1頭を受け取った。農場主と相談のうえ、県中央家保に死亡豚を持参。死亡豚について農場主から、「死亡時には痙攣していた」との発言があった。

- ・市獣医師から県中央家保へ病性鑑定依頼
- ・県中央家保が解剖検査及び「FA（蛍光抗体法）」を実施（9／3検体）【検査結果】20：00頃判明→陰性判定
- ・岐阜市から県岐阜農林事務所へ「暑熱による畜産関係被害状況調査」が到達。※報告書には、市内すべての農場の合計として20頭を記載。農場名の記載なし。

- ・ 県岐阜農林事務所から県中央家保へ「暑熱による畜産関係被害状況調査」について情報共有。※岐阜市からの調査報告にて、発生農場の被害頭数が20頭であったことをメールで共有。
- 9月 4日 (火)
- ・ 県中央家保が「PCR (遺伝子検査)」を実施 (9 / 3の検体)
- 9月 5日 (水)
- ・ 【検査結果】 16 : 00 「PCR (遺伝子検査)」 → 陰性判定
 (※) 「PCR (遺伝子検査)」は主に2つの検査から成るが、今検査では、「ペスチウイルス群遺伝子検出 PCR 検査」は陽性判定、「PCR 増幅産物を用いた豚コレラウイルス簡易的判別」は陰性判定のため、豚コレラウイルスには陰性判定とした。
 - ・ 県岐阜農林事務所が県畜産課へ「暑熱による畜産関係被害状況調査」を報告。※報告書には、管内すべての農場の合計として20頭を記載。農場名の記載なし。

※この頃の豚の死亡状況 (農場主聞き取り)

- ・ 9月5日頃には元気な状態になる豚もあった一方で9月3日から6日まで死亡豚は一定頻度で発生。

- 9月 6日 (木)
- ・ 市獣医師が忘れ物を受理するため県中央家保を訪問。
 (市獣医師)
 農場主から電話。「豚の鳴き声が大きく、元気になった豚もいる」との話を聞く。
 県中央家保を訪問した際に、農場主から聞いた豚の様子を共有した。

※この頃の豚の死亡状況 (農場主聞き取り)

- ・ 9月3日～7日の24時までに概ね80頭死亡、80頭のうち大半は7日に集中。
- ・ 大量死があった中、生存豚への対応に追われ、市獣医師、県中央家保へ連絡できず。

- 9月 7日 (金)
- ・ 県中央家保が二度目の「PCR (遺伝子検査)」を実施 (9 / 3 の検体)
【検査結果】 16 : 00 「PCR (遺伝子検査)」 → 陽性判定
 - ・ 県中央家保が「エライザ法」及び「PCR (遺伝子検査)」を実施 (8 / 24 の血液)
【検査結果】 19 : 00 頃「エライザ法」 → 陽性判定
24 : 00 「PCR (遺伝子検査)」 → 陽性判定
 - ・ 16 : 00 ~ 19 : 00 県中央家保にて所内協議
 - ・ 19 : 07 県中央家保から県畜産課に通報 (第1報)
 - ・ 20 : 20 県畜産課が農林水産省に通報 (第1報)
 - ・ 22 : 30 農林水産省からの指示を受け、県畜産課から県中央家保に対し、農場への立入を指示
 - ・ 23 : 40 県中央家保が現地到着
- 9月 8日 (土)
- ・ 未明 県中央家保が現地立入
 - ・ 未明 県中央家保が農場主からの聞き取りにより豚の大量死を把握
 - ・ 県中央家保が検体採取 (採血 10 頭、生体 2 頭、死体 1 頭)
 - ・ 県中央家保が解剖検査、「FA (蛍光抗体法)」、「PCR (遺伝子検査)」及び「エライザ法」を実施
 - ・ 14 : 30 県中央家保が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門 (以下「動物衛生研究部門」という。)に検体を提出
- 【県中央家保の検査結果】
- 13 : 25 「エライザ法」 → 陽性判定
 - 13 : 30 「FA (蛍光抗体法)」 → 陰性判定
 - 17 : 20 「PCR (遺伝子検査)」 → 陽性判定

- 9月 9日 (日)
- ・ 06:00 動物衛生研究部門の精密検査によって豚コレラ患畜(※)が確定
(※) 家畜伝染病にかかっている家畜
 - ・ 06:00 防疫措置開始
 - ・ 06:15 県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議 (第1回)
 - ・ 08:30 殺処分開始
- 9月10日 (月)
- ・ 05:17 殺処分完了
 - ・ 08:00 県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議 (第2回)
- 9月11日 (火)
- ・ 00:00 死体等埋却処理完了
 - ・ 02:00 農場の畜舎等の消毒処理終了
 - ・ 14:00 農場の防疫措置完了
(家畜防疫員による現場確認完了)
- 9月12日 (水)
- ・ 18:00 県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議 (第3回)
- 9月13日 (木)
- ・ 国からの事務連絡「岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施」
 - ・ 死亡した野生いのしし及び捕獲した野生いのししの感染確認検査を開始
- 9月14日 (金)
- ・ 06:45 岐阜市打越の水路で死亡していた野生いのししについて、県中央家保の「PCR(遺伝子検査)」で陽性判定(1頭目)
 - ・ 09:00 県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議 (第4回)

9月15日(土)	・01:00	死亡した野生いのしし(14日に県中央家保が陽性判定したもの)について、動物衛生研究部門の精密検査によって陽性確定
9月18日(火)	・19:00	県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議(第5回)
9月20日(木)	・16:00	豚コレラ拡散防止対策検討会
9月27日(木)	・15:00	県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議(第6回)
9月29日(土)	・00:00	搬出制限区域解除
10月10日(水)	・00:00	移動制限区域解除
	・13:00	県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議(第7回)
10月19日(金)	・18:00	県家畜伝染病防疫対策本部 本部員会議(第8回)

※豚コレラ感染が判明した野生いのししの状況

・11月4日現在、43頭について陽性判定

(内訳) 岐阜市26頭、各務原市12頭、関市3頭、可児市1頭、山県市1頭

4 検 証

1 県の対応の検証

1-1 豚コレラに対する認識について

(事実関係)

- ・ 県畜産課及び県中央家保は、農林水産省から防疫対策の周知徹底を図る旨の通知文を受理する都度、豚等所有者や関係機関に対し周知をしていた。
- ・ 直近では、農林水産省から「中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底について」(30消安第2532号、平成30年8月3日)の通知文を受理し、県内すべての豚等所有者や関係機関に対し、メール・FAX等で周知を行った。
- ・ 「岐阜県豚コレラ防疫対策要領(以下、「県の防疫要領」という。)」は、国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「国の防疫指針」という。)を踏まえた県の具体的な対応を示す要領であるため、国の防疫指針の改正の都度、県の防疫要領も改正すべきものであるが、国の防疫指針が平成25年6月26日に全面改正された後もそれ以前の指針(平成18年3月31日)に基づき対応することとなっているなど、最新の改正がなされていない。

(県畜産課、県中央家保及び市獣医師の認識：聞き取り調査による)

- ・ 県畜産課及び県中央家保は、「豚コレラが国内で26年間、岐阜県内で36年間確認されていないこと」から、各検査段階で豚コレラを一切疑っておらず、また、9月7日に「PCR(遺伝子検査)」で陽性判定となったときですら半信半疑であった。
- ・ また、「本県が内陸県であること(海外からウイルスが持ち込まれる場合、まずは臨海県で感染が確認されるであろうとの考え)」から、「まさか本県において国内26年ぶりの豚コレラが発生することはないだろう」との思い込みもあった。
- ・ 市獣医師にも「豚コレラは教科書の中の病気」「豚コレラに罹患すればもっとバタバタと豚が死亡するはず」との思い込みがあった。

(課題)

- ・ 豚コレラは、家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。)で定める家畜伝染病(28種)であるのみならず、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病(8種)に規定されているにもかかわらず、また、直近の8月3日に国からアフリカ豚コレラの注意喚起があったにもかかわらず、県としてアフリカ豚コレラ及び豚コレラに対する注意喚起が不十分であり、県

畜産課及び県中央家保は、近年国内で発生が確認されている法定の伝染病や一般的な感染症（サーコ、PRRS など）などしか意識しておらず、アフリカ豚コレラ及び豚コレラへの危機管理意識が欠如していたと言わざるを得ない。この危機管理意識の欠如が、各段階における対応の遅延や不備を招いた根本的な原因の1つと言える。

(対策)

- ・ 特に、特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病（8種）については、過去の発生状況等にとらわれず、平時から、家伝法及び国の防疫指針の周知・遵守を徹底し、また、県の防疫要領を年度内に全面改訂し、そのうち、初期対応に係る部分については年内に策定する。職員及び県内畜産関係者全てがこれらを熟知した状態となるよう、研修等を実施し、危機管理意識の向上及び共有を図る必要がある。

1-2 県と発生農場、獣医師との連携について

(事実関係)

- ・ 県中央家保は、8月24日の立入検査から9月7日の立ち入りまでの間、農場主へ電話等での直接的な接触はしていなかった。
- ・ 県中央家保は、8月24日の立入検査において、市獣医師と熱射病という共通認識を持ち、それ以降、血液検査の結果などの情報共有を行っていた。
- ・ 9月3日、県中央家保は市獣医師からの依頼により病性鑑定を開始した。
- ・ 県中央家保は、9月7日の立ち入り後、農場主への聞き取りにより、初めて豚の大量死を知った。

(指針等との比較)

- ・ 国の防疫指針第1の2では、「豚等の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、豚コレラが疑われる症状を呈している豚等が発見された場合には、直ちに都道府県に通報されることが何よりも重要である。このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生の予防と発生時に備えた準備に万全を期す。」とあり、同指針第1の2の(2)では、「(2) 都道府県は、豚等の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。」とされている。
- ・ また、同指針第2の2(7)では、「近年、養豚経営の大規模化・効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。」とされている。
- ・ 県の防疫要領においても「飼育者から速やかに家畜保健衛生所に通報するなど早期発見・早期通報に努めるよう指導することとする」とあり、発生農場との平時及び緊急時の連携の重要性を求めている。

(課題)

- ・ 中国におけるアフリカ豚コレラの発生に関する注意喚起が行われていた中で、農場は、豚の死亡頭数が例年に比べ増加した時点で、アフリカ豚コレラを疑い、直ちに県中央家保又は獣医師へ連絡し、その後の対応についてもより密接に連携をとるべきであった。
- ・ 同じく、市獣医師は、異常を覚知した段階で、アフリカ豚コレラを疑い、直ちに県中央家保へ連絡し、その後の対応についてもより密接に連携をとるべきであった。
- ・ また、市獣医師は、8月9日に農場から飼養豚の不調の訴えを受けた

後、先輩獣医師からの「感染症を疑うべき」との助言やその後の農場訪問時の所見や血液検査データがあったにも関わらず、ウイルス性の感染症に対する対応が不十分であり、県中央家保にそれまでの診療状況を詳細に伝えず密接に連携しなかったことに課題がある。

- ・ 県は、日頃から、発生農場及び市獣医師と緊密な連絡体制をとって、早期に豚の刻々の死亡状況など農場の状況を把握、記録のうえ、対応するべきであった。

(対策)

- ・ 国の防疫指針等に基づき、県は平時から獣医師や農場主との連携を強化し、緊密な連絡体制を構築する必要がある。
- ・ 県は、少なくとも豚の異常を把握した時点（8月24日以降）で、農場主から飼養衛生管理の状況も含めた農場の状態を、また、市獣医師からそれまでの診療経過及び見解を詳細かつ具体的に聞き取るとともに、農場の記録簿やカルテを確認するなどし、関係者間で、事態を正確に把握するよう努める必要がある。
- ・ また、立入検査以降は、事態が収束するまでの間、市獣医師を介して、あるいは農場に直接問い合わせるなどして豚の死亡を含めた健康状況など、その後の状況を把握するとともに、適切に記録する仕組みを構築する必要がある。

1-3 8月24日の検査について

(事実関係)

- 8月24日は、市獣医師の依頼に応じ、県中央家保は農場に立ち入りし、「臨床検査」及び「血液検査」を実施した。
- 同日、県中央家保は、8月20日以降の診療経過について市獣医師及び農場主から聞き取りを実施。
- 臨床検査の結果は、豚はぐったりし、高体温であったが、下痢、咳等は見られなかった。農場主からの聞き取りにより、食欲不振であること、流産があったこと、死亡豚が2頭(8/23、8/24各1頭死亡)いたこと、前週に夜間送風ダクトが止まっていたこと、豚舎の北側の窓を閉めていたこと、制限給水を行っていたことを確認し、熱射病対策を助言した。
- 同日、市獣医師も熱射病と診断しつつ、熱射病による衰弱後、一般的な感染症を発症したことも疑い、それらの治療のため抗生物質の注射等を実施した。
- 同日、「血液検査」の一部(速報値)について、一般血液検査(全て)と生化学検査(一部)の結果が判明。県中央家保の考察では、「ヘマトクリットの数値が正常もしくは低下しているので、脱水である可能性は低いです。白血球の数値が気になるので再度連絡いたします」としており、これを岐阜市に報告した。
- 8月27日、「血液検査」の最終結果が判明。県中央家保の最終考察では、「好中球の減少及び左方移動がみられることから、なんらかの感染が起きている可能性があります。血液検査の見かけ上は脱水の所見は認められませんでした。」としており、これを翌28日に岐阜市に報告した。
- 同日、県中央家保は県畜産研究所に「血液検査」の検査結果について共有し専門的見地からの意見を求めたところ、「熱射病が疑われるが感染症も捨てきれない。水の散布、風通しなどの熱射病の対策及び感染症の有無を確認してはどうか」とアドバイスを受けている。
- なお、県中央家保が今回のように、管内養豚農場からの依頼により臨床検査をした実績は、平成29年度0件、平成30年度は本件が1例目であった。

<参考> 7月・8月ごとの平均気温

	平年値 (A)	平成30年 (B)	差 (B) - (A)
7月	26.5℃	29.6℃	+3.1℃
8月	28.0℃	29.8℃	+1.8℃

※気象庁HPより (観測地点：岐阜)

(市獣医師の認識：聞き取り調査による)

- 豚の熱射病は通常は頻繁に発生するものではないが、平成28年8月の熱帯夜、市内の別農場において、夜中にファンが止まったことが原因で、一晩で約40頭の豚が死んだという事例を知っており、豚の熱射病が条件次第で発生し得ると認識していた。

(指針との比較)

- 8月24日の立ち入りについて、県中央家保は国の防疫指針を踏まえた対応ではなく、単なる診療行為の延長線上として認識し、「臨床検査」及び「血液検査」を実施しているが、同指針第4の1「豚等の所有者等から通報を受けたときの対応」に基づく検査と考えることが妥当である。同指針には、異常豚の通報を受けた場合の初動対応について、以下のとおりとされている。

【出典：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（国の防疫指針）】

第4 異常豚の発見及び検査の実施（抜粋）

1 豚等の所有者から通報を受けたときの対応

- 都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、次の（1）から（8）までに掲げる症状が通常以上の頻度で見られた旨の通報を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

- （1）発熱、元気消失、食欲減退
- （2）便秘、下痢
- （3）結膜炎（目やに）
- （4）歩行困難、後躯麻痺、けいれん
- （5）耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑
- （6）削瘦、被毛粗剛（いわゆる「ひね豚」）
- （7）異常産の発生
- （8）（1）から（7）までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

2 都道府県による臨床検査

- （1）家畜防疫員は、農場に到着した後、異常豚及び同居する豚等に対する体温検査をはじめとした徹底した臨床検査を行う。
- （3）都道府県畜産主務課は、家畜防疫員の臨床検査の結果、豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

①血液（血清及び抗凝固材加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

5 都道府県における家畜衛生保健所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

①血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）

②抗原検査（ウイルス分離、PCR検査及び蛍光抗体検査）

③血清抗体検査（エライザ法）

④血清抗体検査（中和試験。ただし③で陽性であった場合に限る）

- ・ 県中央家保の農場への立入検査では、国の防疫指針第4の1にある豚の症状のうち(1)(3)(7)(8)を確認したものの、豚舎の状況などから、豚コレラの感染を疑うことなく「熱射病と判断」した。
- ・ その後、県畜産研究所からアドバイスを受けなんらかの感染が起きている可能性があることを認識しつつも、豚コレラウイルスの感染を疑うことなく、国の防疫指針第4の2の(3)以降の措置である国への報告を行わず、抗原検査及び血清抗体検査も実施しなかった。
- ・ また、国の防疫指針第4の1「豚等の所有者等から通報を受けたときの対応」として、「【留意事項】都道府県が行う指導等に関する事項」で、当該農場に対し、豚の移動（出荷）などを自粛するよう指導することとされているが、県中央家保は実施していない。
- ・ なお、国の防疫指針の「(別紙)豚コレラの診断マニュアル」では、「豚コレラは臨床所見から診断することは困難」とされ、「実験室の診断が重要」と記載されている。

【出典：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（国の防疫指針）】

別紙 豚コレラの診断マニュアル（抜粋）

「・・・本病は多様な臨床症状と病変を呈するため、臨床所見から診断することは難しく、特に急性豚コレラは、アフリカ豚コレラ、離乳後多臓器性発育不良症候群（PMWS）、豚皮膚炎腎症症候群（PDNS）等のウイルス性疾患や敗血症を呈しているサルモネラ症、パストレラ症、アクチノバチルス症、ヘモフィルス・スイス感染症と区別しにくい。ま

た、こうした細菌は同時感染することもあり、豚コレラウイルスが真の原因か明確でないこともある。」とし、「したがって、実験室における診断が最も重要となる。」

(課題)

- ・ 県中央家保は、家畜伝染病の早期発見、迅速な初動対応を行うために、8月24日の立入時から、国の防疫指針を意識した対応をするべきであった。
- ・ 県中央家保に対する養豚農場への立入検査の依頼自体が非常に珍しいことから、立入検査依頼があった場合には、県畜産課へ事案について報告するとともに、豚コレラウイルスの感染も疑い、国の防疫指針を遵守し、移動（出荷）自粛等を指導するとともに、速やかに感染症（豚コレラを含む）の抗原検査（「PCR（遺伝子検査）」、「FA（蛍光抗体法）」）及び血清抗体検査（「エライザ法」、「中和試験」）を実施するべきであった。

(対策)

- ・ 国の防疫指針を改めて周知するとともに、同指針の遵守を徹底する必要がある。

1-4 9月3日の検査について

(事実関係)

- 9月3日、市獣医師が農場主からの依頼により薬を届けるため農場を訪問。死亡豚1頭を受け取り、県中央家保に持参。市獣医師から県中央家保へ病性鑑定を依頼。これを受け、県中央家保が解剖検査及び「FA（蛍光抗体法）」を実施。
20：00頃結果判明→陰性判定
- 9月4日、県中央家保が「PCR（遺伝子検査）」実施（9月3日の検体）。翌9月5日16：00結果判明→陰性判定（※）

(※)「PCR（遺伝子検査）」は、広くウイルスに感染しているかを調べる「ペスチウイルス群遺伝子検出PCR検査」及び豚コレラウイルスを調べる「PCR増幅産物を用いた豚コレラウイルス簡易的判別」の主に2つの検査から成る。
今回は、「ペスチウイルス群遺伝子検出PCR検査」は陽性判定、「PCR増幅産物を用いた豚コレラウイルス簡易的判別」は陰性判定という結果を受け、豚コレラウイルスには「陰性判定」とした。

- 9月7日、県中央家保が二度目の「PCR（遺伝子検査）」を実施（9月3日の検体）。16：00結果判明→陽性判定
- 同日、県中央家保が「エライザ法」及び「PCR（遺伝子検査）」を実施（8月24日血液）。21：00（「エライザ法」）、24：00（「PCR（遺伝子検査）」）結果判明→いずれも陽性判定
- 個々の検査結果について、陽性判定の場合は所長へ即時報告をしているが、陰性判定の場合は所長へ即時報告されていない。また、検査結果の判定について、上司や同僚への口頭での相談のみで、確認した記録がない。

(指針との比較)

- 9月3日に県中央家保が初めて相談を受けたのであれば、国の防疫指針第3の「清浄性の維持確認のための調査」に基づく対応として概ね適正といえるが、実際には、既に8月24日の異常豚の通報を受けた後の対応であることから、この時点で県中央家保は、同指針第4の1「豚等の所有者等から通報を受けたときの対応」と認識し、農場への立入検査、出荷自粛等の指導とともに、「FA（蛍光抗体法）」、「PCR（遺伝子検査）」、「エライザ法」を実施することが妥当である。

【出典：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（国の防疫指針）】

第3 清浄性の維持確認のための調査

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

（県中央家保の認識：聞き取り調査による）

- ・ まずは、国の防疫指針第3の「清浄性の維持確認のための調査」である「抗原検査（「FA（蛍光抗体法）」又は「PCR（遺伝子検査）」）のうち、「FA（蛍光抗体法）」を実施した。
- ・ 「FA（蛍光抗体法）」の結果、陰性判定が確認されたことから、この時点で、県中央家保は豚コレラを否定したとの認識であった。
- ・ ただし、解剖検査の結果、豚コレラの特徴的な所見である脾臓の出血性梗塞が顕著とまではいえないものの、脾辺縁部の出血、肺の赤色化が見られたため、さらなる否定材料を求め、9月4日から「PCR（遺伝子検査）」を実施した。なお、この脾辺縁部の出血、肺の赤色化は、健康な豚を解剖した際にもあり得る所見という認識であった。
- ・ 9月5日、「ペスチウイルス群遺伝子検出 PCR 検査」は陽性判定であったものの、「PCR 増幅産物を用いた豚コレラウイルス簡易的判別」は陰性判定だったことから、「PCR（遺伝子検査）」の最終判定は陰性判定であり、豚コレラウイルスを再度否定したとの認識であった。
- ・ しかし、使用した「検査試薬（制限酵素）」が開封済で過去にも使用されていたものであったことから（ただし、メーカーが示す使用期限内ではある）、念のため、9月7日に新品の「検査試薬（制限酵素）」を使用して、再度、「PCR（遺伝子検査）」を実施したところ、陽性判定が確認された。
- ・ 県中央家保は、国内で26年間確認されていないことから「まさか」との認識であった。殺処分等の重大な対応が必要となる案件であることから、中央家保内で検査内容等の精査を行うとともに、豚コレラであることのより多くの裏付けを得るため、現時点で検査できる検体はすべて実施すべきとの、所長指示により、手元に残っていた8月24日の血液を用いて、「エライザ法」及び「PCR（遺伝子検査）」を実施した。

(課題)

- ・ 既に8月24日に異常豚の通報を受けた後の対応であり、国の防疫指針を念頭におけば、9月3日に検体が持ち込まれた段階で、速やかに立入検査を実施し、出荷自粛等を指導するとともに、清浄性確認のための調査ではなく、異常通報があった場合の検査として、「FA(蛍光抗体法)」、「PCR(遺伝子検査)」、「エライザ法」の検査も行うべきであった。
- ・ 個々の検査結果について、陰性判定の場合は所長へ即時報告されていない。また、検査結果の判定について、上司や同僚への口頭相談のみで、結果を確認した記録がない。
- ・ 9月3日の検体に関して、「PCR(遺伝子検査)」で豚コレラの抗原が確認されたにもかかわらず、「FA(蛍光抗体法)」は陰性判定であったことから、県中央家保が行った「FA(蛍光抗体法)」の検査材料等が適切ではなかった可能性がある。

(対策)

- ・ 国の防疫指針の周知及び遵守を徹底する必要がある、同指針に基づき適切に検査等の対応を実施するよう、県の防疫要領に記載するとともに、それを確実に実行する必要がある。
- ・ 検査方法について、国とともに改めて精査し、検査の手順や内容等について適切に記録するとともに、検査結果について、判断能力を有する複数者(判定者、最終確認者等)の目で適正性などを確認することが必要である。

1-5 9月3日以降の検査に要した期間について

(事実関係)

- ・ 9月3日の「FA（蛍光抗体法）」は陰性判定であったが、国の防疫指針によれば、本来同時に行うべき「PCR（遺伝子検査）」について、この検査を実施する検査者（獣医師）が9月3日に不在だったため、翌9月4日に実施されている。
- ・ また、9月6日は、県中央家保のほぼ全獣医師が「高病原性鳥インフルエンザ研修（県畜産課主催）」の開催業務に従事していたため、本事業に係る具体的な動きはなかった。
- ・ なお、9月7日16時00分に二度目の「PCR（遺伝子検査）」で陽性判定となったが、中央家保内で検査内容の精査等をしていたため、県畜産課へ連絡したのは同日19時07分だった。

(県中央家保の認識：聞き取り調査による)

- ・ 9月3日時点で、県中央家保は、豚コレラを否定したと認識しており、「PCR（遺伝子検査）」は念のための検査という考えであった。
- ・ さらに、当該検査については主たる検査担当者が1名しかいないことから、通常業務を優先した結果、その後の検査に時間を要した。

(課題)

- ・ 9月3日の検査開始から9月9日の国の豚コレラ陽性確定までかなり時間を要した。県中央家保は、9月3日時点で豚コレラを否定したとの認識であったが、本来、国の防疫指針第4の1「豚等の所有者等から通報を受けたときの対応」と認識し、速やかに立入検査を実施し、出荷自粛等を指導するとともに、「FA（蛍光抗体法）」、「PCR（遺伝子検査）」、「エライザ法」の検査も行うべきであった。
- ・ 主たる検査者が1人しかいない現在の検査体制は十分ではない。

(対策)

- ・ 家畜伝染病の防疫対策は「早期発見」が重要であることから、実施すべき各検査について、速やかに実施する必要がある。
- ・ 検査者不在のため検査の実施が遅れることは防疫対策全体の遅れにつながる場合もある。そのため、出来るだけ多くの者が適正に検査を実施できる体制を整備する必要がある
- ・ また、迅速性の観点から、検査結果が出た時点（疑いを含む）で、直ちに県畜産課へ情報共有する必要がある。

1-6 初動の情報共有について

(事実関係)

- ・ 県中央家保の初動対応について、9月7日の「PCR（遺伝子検査）」の陽性判定の結果を報告するまで県畜産課への報告を実施していない。

初動における県の対応と共有状況（「→」が共有行為）

- ・ 8月24日 市獣医師から県中央家保に「血液検査」依頼
農場へ立ち入り、「臨床検査」及び「血液検査」を実施
- ・ 8月27日 「血液検査」結果
→県畜産研究所に相談（8月27日）
→岐阜市に報告（8月28日）
- ・ 9月 3日 市獣医師から県中央家保に病性鑑定依頼
同日、「FA（蛍光抗体法）」実施、結果：陰性判定
- ・ 9月 4日 県中央家保、「PCR（遺伝子検査）」実施
- ・ 9月 5日 「PCR（遺伝子検査）」結果：陰性判定
- ・ 9月 7日 二度目の「PCR（遺伝子検査）」実施、結果：陽性判定
→県畜産課へ報告（9月7日19：07）

(指針等との比較)

- ・ 国の防疫指針に照らせば、8月24日の立ち入りは、異常豚の通報に基づくものと考えることが妥当であり、同指針で「家畜防疫員（※）は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。」とあることから、8月24日の立入検査後に県畜産課に情報提供すべきであったと考える。

(※) 家畜防疫員

：「家畜伝染病予防法」に規定する事務に従事させるため、都道府県知事が当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する者。

岐阜県においては、県職員の全獣医師が任命されている。

(県中央家保の認識：聞き取り調査による)

- ・ 県中央家保は、8月24日時点では「臨床検査」の結果、熱射病と判断しており、豚コレラ対策は一切意識していなかった。よって、農場へのさらなる聞き取りや立ち入りなどが必要な状況ではなく、県畜産課への報告も必要ないという認識であった。
- ・ 一方、9月3日については、国の防疫指針第3の「清浄性の維持確認のための調査」に基づく病性鑑定という認識で検査を実施しており、異常が確認されない限り、県畜産課への報告も必要ないという認識であった。

(課題)

- ・ 家畜伝染病対策は「早期の発見・通報」「初動対応」が特に重要であるが、今回はこの「早期の発見・通報」の意識と行動が至らなかった。

(対策)

- ・ 国の防疫指針では、立入検査後、畜産主務課への報告を求めており、この国の防疫指針の遵守を徹底する必要がある。
- ・ さらに、殺処分などの重大かつ大規模な対応が必要となるため、県組織としてより早い初動体制をとるため、今後は警鐘的情報である豚の異常に基づく通報が豚所有者又は獣医師から県機関にあった時点から関係機関に共有し、速やかに知事まで報告を行い、組織で共有するルールを整備する必要がある。

【出典：家畜伝染病予防法】

(と殺の義務)

第16条

- 3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺することができる。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第53条

- 3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。
- 4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

【出典：豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（国の防疫指針）】

第3 清浄性の維持確認のための調査

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、豚コレラの抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

2 県の体制の検証

2-1 県の検査体制について

(事実関係)

- 「家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）」に基づき、県は県内4か所に家畜保健衛生所を設置し、家畜の伝染病の予防に関する事務などにあたっており、職員の配置状況は以下のとおりである。

	職員				
	獣医師	畜産	農・農土	事務	計
畜産課	9	9+再1	2	4	24+再1
中央家保	18+再1 +専1	0	0	3	21+再1 +専1
中濃家保	6+再1	0	0	1	7+再1
東濃家保	6+専1	0	0	1	7+専1
飛騨家保	8	0	0	1	9

再：再任用職員、専：非常勤専門職

(単位：人)

- 4か所の家畜保健衛生所のうち、家畜伝染病の確定検査（例：「FA（蛍光抗体法）」、「PCR（遺伝子検査）」）などの高度な病性鑑定検査は、必要な機器等が整備された県中央家保のみで実施している。

また、これらの高度な病性鑑定検査を実施する職員は国の長期研修を受けた者など、高度な技術を有する者を配置しており、検査種別ごとの対応人数は以下のとおりである。

なお、一般的な「臨床検査」については、全家畜保健衛生所の全獣医師が対応可能である。

	生化学	病理	ウイルス	細菌	遺伝子	BSE
中央家保	1	1	2	1	1	1
中濃家保	0	0	0	0	0	0
東濃家保	0	0	0	0	0	0
飛騨家保	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

- ・ 豚コレラにかかる病性鑑定検査の担当は、以下のとおりである。
 - (1) 血液生化学検査・・・「生化学」(担当獣医師1名)
 - (2) FA(蛍光抗体法)・・・「病理」(担当獣医師1名)
 - (3) PCR(遺伝子検査)・・・「ウイルス」(担当獣医師2名)(※)
 - (4) エライザ法・・・・・・・・「ウイルス」(担当獣医師2名)(※)

(※) 2名のうち、牛・豚：1名、鶏1名
- ・ 今回の対応においては、担当者1名が検査を実施、判定し、県中央家保内で共有のうえ、県中央家保所長の判断により、検査結果を確定している。
- ・ 検査結果については、検査者の経験や技能により結果が異なる可能性も排除できない。また、検査判定によっては多数の家畜の殺処分につながることから、検査者個人の心理的負担は非常に大きいと言える。

(課題)

- ・ 検査者について、主たる検査者が1人しかいない現在の検査体制は十分ではない。
- ・ 国の防疫指針第4の1「豚等の所有者等から通報を受けたときの対応」に基づき、豚コレラにかかっていないことが確認されるまでの間は、農場に対し、出荷自粛等を求めることになるが、農場の経営や出荷計画にも影響を及ぼすことから、速やかに検査を実施し、感染の有無を明らかにする必要がある。
- ・ 検査拠点について、今回事案の発生箇所が岐阜市内であることから検体の搬入などの点においては、特に問題なく迅速に対応することができたが、本県は県土が広大であり、牛は主に飛騨地域で、鶏は主に東濃地域で、豚は県内各地域で生産されているため、高度な病性鑑定検査を県中央家保のみで実施する現体制においては、検体の搬入に時間を要することも考えられる。
- ・ なお、本報告の検証対象期間外であるが、野生いのししの検体数が急増したことから、9月20日、一時的に、県中央家保の検査機器に不具合が生じ、検査が実施できなかった。(翌日から検査再開)

(対策)

- ・ 家畜伝染病の早期発見及び事案発生時の継続対応においては、迅速かつ適正な検査対応が可能な体制が必須である。そのためには、機器の管理、検査員の動線の確保といった、基本的な事項への対応を行い、精度管理の体制を確保する必要がある。また、各検査とも対応できる者を複数名配置することが望ましい。
- ・ 早期発見、発生後の継続的な検査体制確保の観点から、他の家畜保健衛生所においても高度な病性鑑定検査を実施できる体制が望ましい。

2-2 県の防疫要領等について

(事実関係)

- ・ 殺処分や埋却、消毒など家畜伝染病発生時の対応については、あらかじめ農場ごとに「防疫措置計画」が策定されていた。また、今回の発生農場における防疫措置は、平成29年1月の高病原性鳥インフルエンザの経験も活き、早期に完了することができた。
- ・ 一方、豚コレラに流行時期はないことから、今回のように夏季に発生した場合、特に防疫作業対応者の高温対策が必要であることが、今回事案において明らかになった。
- ・ また、豚の殺処分は専門的知識・経験が必要であるため、今回は獣医師のみが対応したが、途中で獣医師の増員対応が必要となるなど、殺処分に想定以上の時間を要することも明らかになった。
- ・ 県の防疫要領は、国の防疫指針の最終改正が反映されておらず、また、同要領では、基本方針や異常豚の発生時等の基本的な対応事項は定められているが、鳥インフルエンザで定められているような詳細な手順等を示す防疫対策のマニュアルは策定されていない。
- ・ 鶏に関しては高病原性鳥インフルエンザ発生以降、「防疫措置計画」の実効性をさらに高めるため、埋却予定地のボーリング調査などが行われてきたが、豚や牛に関しては未実施の状況である。
- ・ 今回の発生事例における感染経路については、国の「拡大豚コレラ疫学調査チーム」で調査中であるが、野生いのししからの感染もその可能性の一つに挙げられる。
- ・ 平時、野生いのししの死体が発見された場合には、市町村の環境部局などへ通報があり、市町村が一般廃棄物として焼却などの方法により処分しており、県と市町村が、死亡状況を共有する仕組みとはなっておらず、また、家畜伝染病の感染確認検査などは実施されていなかった。
- ・ 国の防疫指針でも、発生前段階での野生いのししの調査は明記されていない。

(課題)

- ・ 鳥インフルエンザは主に冬季に流行するが、豚コレラに流行時期はないため、今回のような夏季の発生も起こり得る。しかし、県畜産課及び県中央家保は夏季の豚コレラ発生への備えを十分にしていなかったため、特に防疫作業対応者の高温対策に追われた。
- ・ 鶏の殺処分は専門的知識・経験がなくても対応可能であるが、豚の殺処分は専門的知識・経験が必要であるため、今回は獣医師のみが対応した。その結果、殺処分に想定以上の時間を要し、途中で獣医師の増員対応に追われた。

- ・ 県の防疫要領は、国の防疫指針の最終改正が未反映であり、また、詳細な手順等を示す防疫対応のマニュアルも未策定であった。
- ・ 鶏に関しては防疫措置計画の実効性をさらに高めるため、埋却予定地のボーリング調査などが行われてきたが、豚や牛に関しては未実施である。
- ・ 野生いのししの死亡状況及び感染状況は、家畜伝染病予防において重要な情報であると考えられるが、平時においてその状況を把握する仕組みがない。

(対策)

- ・ 豚コレラ発生に備え、豚コレラ対策の本部体制内の役割分担や事前対応、初動防疫措置、防疫措置完了後といった段階ごとの詳細な手順等を明示した県の防疫要領を整備する必要がある。
- ・ また、鶏同様、豚や牛についても、計画の実効性をさらに高めるための調査を実施するとともに、今回の経験を踏まえた「防疫措置計画」の総点検を実施する必要がある。
- ・ 野生いのししの死亡状況の把握に努めることとし、県及び市町村の環境部局などと連携した監視体制を確立することが望ましい。

<参考> 発生農場近隣市町で焼却炉に搬入された野生いのししの死体数

(単位：頭)

	平成 29 年				平成 30 年							
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
岐阜市			2			1		1		4	11	7
本巣市		1						1				1
山県市												
関市							2			1	1	1
坂祝町												
各務原市	1									1	1	2

(岐阜県調べ：農水省からの依頼により県畜産課が各市町へ聞き取り、H30.9.27 に農水省へ報告)

2-3 情報収集、情報共有等について

(事実関係)

- ・ 8月24日からの立ち入り、検査等の情報は、9月7日に県中央家保から県畜産課へ今回の経過として報告されており、県畜産課は9月7日時点で把握するとともに、国に報告していた。
- ・ 8月24日の検査及び9月7日に実施した一部の検査〔8月24日の検体を活用した「PCR（遺伝子検査）」〕の情報が当初、県幹部に共有されていなかった。
- ・ 事案の起点について、県畜産課は「8月24日は熱射病で、9月3日が豚コレラの始まり」という認識であり、国の認識と異なっていた。
- ・ その他においても、報道対応で提供した情報が二転三転した事例が散見された。
- ・ 初動の情報提供体制として、一元的窓口を決めてはいたものの、問い合わせが多く、担当者だけでは対応できず、各セクションが個別に対応していたことが情報の錯綜につながった。

(県畜産課の認識：聞き取り調査による)

- ・ 8月24日の検査情報を当初、県幹部に共有しなかったのは、「国の防疫指針第3の清浄性確認のため病性鑑定を実施した9月3日が今回の豚コレラ対策としての端緒」と認識していたためである。

(課題)

- ・ 情報収集、情報集約、情報共有、情報発信それぞれにおいて、組織的な体制が十分ではなかった。

(対策)

- ・ 家伝法に基づく防疫対策は、殺処分や埋却、消毒など多数の人員と時間を要することから組織として迅速・正確な情報共有が必須である。
- ・ そのため、一連の情報の正確な把握、集約、共有、広報能力を組織的に強化する必要がある。

3 農場の適正な管理について

3-1 農場の衛生管理について

(事実関係)

- ・ 発生農場に対しては、平成30年5月24日、県中央家保が飼養衛生管理基準の遵守状況について、農場主への聞き取りや目視により現地確認し、特に「問題なし」としていたが、チェック表があるのみで、詳細な記録は残されていない。
- ・ 8月中旬から9月3日までに死亡したといわれている20頭や9月3日以降に死亡したとされる80頭の死体の行き先が判明していない。また、これらの豚の頭数の明確な記録はされていない。

(指針等との比較)

- ・ 家畜の所有者は、家伝法に基づき、農林水産大臣が定めた「家畜の所有者が遵守すべき基準（以下、「飼養衛生管理基準」という。）」を遵守する必要がある（同法第12条の3の2）。
- ・ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準に定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、必要な措置及び助言をすることができる（同法第12条の5）。
- ・ 県は、飼養衛生管理基準の状況を報告する義務のある農場（6頭以上保有）に対し、農林水産省からの通知に基づき、毎年立ち入り検査を行い、遵守状況を確認している。

(参考) 飼養衛生管理基準（豚、いのしし）

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等
- 2 衛生管理区域の設定
- 3 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限
- 4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- 5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒
- 6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用
- 7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域へ立ち入る際の措置
- 8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置
- 9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域へ持ち込む際の措置
- 10 処理済みの飼料の利用
- 11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
- 12 飲用に適した水の給与
- 13 家畜の死体の保管場所

- 1 4 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
- 1 5 空房又は空ハッチの清掃及び消毒
- 1 6 密飼いの防止
- 1 7 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
- 1 8 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
- 1 9 毎日の健康観察
- 2 0 家畜を導入する際の健康観察等
- 2 1 家畜の出荷又は移動時の健康観察
- 2 2 埋却等の準備
- 2 3 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管
- 2 4 獣医師等の健康管理指導
- 2 5 通報ルールの作成等

(課題)

- ・ 県は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、チェック表のみではなく、詳細な記録を残すべきだった。
- ・ 飼養衛生管理基準では「(23) 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管」について、導入した家畜、出荷又は移動した家畜、異常のある家畜の頭数等を記録することとある。飼養頭数や死亡頭数は家畜伝染病の早期発見、感染ルートの早期特定、感染の拡大防止のために重要な情報であるが、当該農場は、これらについて正確に把握できていなかった。
- ・ また、同基準では「(18) 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止(特定症状とは口蹄疫の症状を指す)」について、「家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。」とあるが、当該農場は死亡豚が増加する中、市獣医師や県中央家保へ相談していたものの、その原因が明らかでない状況下で、豚はと畜場へ、また堆肥原料はJAぎふ堆肥センターへ出荷していた。

(対策)

- ・ 今後は、国が定めた飼養衛生管理基準の遵守状況の確認について、より徹底を図るとともに、同基準では、飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合は、その症状、頭数及び月齢について記録することとなっていることから、正確な記録及び保管を行うよう、指導する必要がある。

- ・ 今後は現地確認時に、同基準各項目の具体的な状況を、家畜防疫員が直接確認するなどにより、詳細に確認し、チェックリストや写真などにより記録のうえ、指導を徹底する。
- ・ また、異状が確認された場合の出荷及び移動の停止などのその他の項目についても、豚の所有者へ周知のうえ、遵守の徹底を図る必要がある。
- ・ なお、頭数については、国とともに改めて精査する。

3-2 共同堆肥場への堆肥原料の搬出について

(事実関係)

- ・ 9月10日に開催された「農林水産省 食糧・農業・農村政策審議会家畜衛生部会 第28回牛豚等疾病小委員会」において、国の豚コレラ疫学調査チームの現地調査（9月9日実施）の結果が報告された。
- ・ その調査概要において、「農場で生じた死亡豚についても、農場内の堆肥舎に運ばれ、ふん便と混ぜられたのち、共同堆肥場（JA ぎふ堆肥センター）に運搬されていた」と記載があった。
- ・ 豚コレラ疫学調査チームに確認したところ、この記載は9月9日の調査時における県担当者などからの聞き取り内容に基づくものとのこと。県担当者は、堆肥舎に死体が置いてあったことから推察した結果を伝えたとのこと。（※本事案発生後、ふん便に死体が混ぜられ、JA ぎふ堆肥センターに持ち込まれたか否かに関する事実は豚コレラ疫学調査チームでは確認されていない）
- ・ その後、農場主及びJA ぎふ堆肥センターより聞き取りを行ったところ、以下の説明があった。

【農場主】

- ・ ふん尿の搬出先はJA ぎふ堆肥センターのみである。
- ・ 過去に、ふん尿に死体を混入して出荷したことは一切ない。
- ・ 今回、豚の大量死に遭遇し、死体置き場に困ったため、一時的に堆肥舎に置いたが、最終搬出日である9月7日においても、搬出したのはふん尿のみであり、死体の混入は一切ない。
- ・ なお、平常時、農場で発生する死亡豚（年間6頭程度）については、堆肥舎の使用していない区画の1つに風化するまで放置していた。

【JA ぎふ堆肥センター】

- ・ 各農場等搬入者による荷下ろし後、センター職員が堆肥原料をホイールローダーで押しならす作業をしており、死体があれば、このタイミングで発覚する可能性がある。
- ・ 当該農場から搬入されたふん尿に、豚の死体（骨、肉等の塊）が含まれているのを発見したことはない。
- ・ さらに、出荷後の堆肥について、豚の死体が含まれていたとの外部からの苦情を受けたことは一切ない。
- ・ しかしながら、これらは客観的な証拠がないことから、当該農場が豚の死体をふん尿に混ぜ、堆肥原料としてJA ぎふ堆肥センターへ出荷していたか否かは、現時点では判断困難である。これを判断するためには、関係者への更なる聞き取りや必要に応じて立ち入り検査を実施していく必要がある。

- ・ 当該農場から堆肥原料を搬出した事実は以下のとおり。いずれも搬出先はJAぎふ堆肥センター。

・ 8月17日	6トン出荷
・ 8月20日	6トン出荷
・ 8月24日	3トン出荷
・ 8月27日	6トン出荷
・ 8月31日	6トン出荷
・ 9月 7日	3トン出荷（最終出荷）

- ・ なお、9月9日時点の豚、その他汚染物質については、防疫措置において、すべて埋却等により処理されている。

(対策)

- ・ 仮に、死亡豚がふん便に混ぜられ搬出し、堆肥が作られたとすれば、化製場法違反のおそれがあることから、法令違反が生じないように、あらためて畜産事業者、JAぎふ堆肥センター等関係者に法令順守について徹底を図る必要がある。
- ・ また、農場指導など農場への立入時に点検を行い、覚知した場合は関係機関〔県（農政部、環境生活部、健康福祉部）、市町村〕に迅速に共有し、適正な処理を行う必要がある。
- ・ なお、死亡豚混入の有無について、関係法令（化製場法）の所管である岐阜市が、共同堆肥場の封じ込め終了後（国と調整中）、現地への立ち入り調査を実施予定であると聞いている。

5 具体的対策とアクションプラン（案）

- 県は、危機事案の端緒を見逃さないよう、関係職員に家伝法及び国の防疫指針等について、研修等を通じて熟知させる。
- また、事案に適時適確に対応するため、県の防疫要領等について、関係法令及び現場の実態などを踏まえ、適切かつ具体的な内容となるよう適宜見直し、関係職員に周知・徹底を図るとともに、必要な体制を整備する。
- 加えて、豚の所有者や獣医師に対しては、関係法令や飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、平時から緊密な連絡体制を構築する。
- 併せて、重要な情報を庁内及び国などと迅速かつ正確に共有するとともに、県民に対し、適時適確に発信するためのルールを確立する。
- これらを実行するため、以下の具体的対策とアクションプラン（実行スケジュール）の（案）を提案する。

1 異常豚の早期発見・早期通報の徹底

- ・ 県は、豚等の所有者に対して、飼養衛生管理基準の周知及び遵守を徹底のうえ、日頃から豚の状況を観察し、異常豚が見られた場合には、直ちに獣医師の診療を求めるとともに、速やかに管轄する家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見・早期通報に努めるよう指導する。
- ・ また、家畜保健衛生所は、管轄する豚等の所有者及び獣医師に対して、家畜保健衛生所への緊急連絡先を周知するとともに、異常を発見した場合に速やかな通報ができるよう豚舎や自宅等に緊急連絡先を掲示するよう指導する。
- ・ なお、異常豚の通報を受けた家畜保健衛生所は、国の防疫指針に基づき、立入検査などの必要な措置を講ずるのはもちろんであるが、豚コレラの疑いがなく、一旦、経過観察とする場合においても、当該農場及び担当獣医師との連絡を密にし、1日2回以上は豚の状況等を確認する。
- ・ 家畜伝染病予防の重要な情報であると考えられる野生いのししの死亡状況及び感染状況について、平時から県及び市町村の環境部局と連携し、野生いのししの死亡状況に関する毎月の通報件数や処分件数を把握する。
- ・ また、例えば、件数が増加傾向にある場合（同月で5件以上の場合や、同月の過年度平均に比べ2倍以上となった場合）などは、必要に応じて、市町村や猟友会などと連携し、家畜伝染病の検査を実施することも検討する。

2 迅速かつ正確な検査体制等の仕組み強化（人材育成・確保）

- ・ 豚コレラをはじめ、家畜伝染病全般に迅速に対応するため、検査人員体制の強化を図る。
- ・ 現在は検査種別ごとに主担当1名が検査を行っているが、
 - （1）国の講習会の受講（対応できる検査者の増）
 - ・ 病性鑑定特殊講習会（監視伝染病を含めた家畜疾病の診断技術等の学理及び技術実習。期間は約7か月。）
 - （2）獣医師の増（人員の増）
 - （3）検査行為への臨床検査技師の活用（作業の分担）
 - （4）民間の獣医師の活用（民間の経験者・有資格者の活用）の手法を複合的に進めることにより、各分野の検査対応可能者を複数名とし、常時継続的に検査対応が可能な体制を構築する。
- ・ また、検査精度管理の観点から、国が策定した「家畜保健衛生所等における検査等の業務管理要領」を参考に、検査体制、検査室や機械器具の管理、検査や検査材料の記録、検査結果の確認等について、具体的な事項（管理ルール）を定める。

※現在の県内の検査体制

- ・ 現在、国の講習会を受講するなどした獣医師が各検査及び判定を行っている。

県内には4か所の家畜保健衛生所があり、そのうち高度な病性鑑定検査を行うのは県中央家保のみである。

県中央家保には、獣医師が20名配置されているが、このうち高度な病性鑑定検査を担当する人数は6名である。

（検査担当者：細菌1名、ウイルス2名、病理1名、生化学1名、遺伝子1名、BSE1名）※遺伝子とBSEは同一獣医師が担当

※現在の検査業務の管理状況

- ・ 「家畜保健衛生所等における検査等の業務管理要領等について」（動物衛生課長補佐（保健衛生班）事務連絡、平成30年3月27日）に基づき、平成30年4月1日に「岐阜県家畜保健衛生所における検査等の業務管理要領（以下、「業務管理要領」という。）を策定。

「業務管理要領」では、県中央家保における検査等の精度管理の維持向上、検査結果の信頼性確保を目的に、検査の業務管理に必要な事項を定めている。
- ・ 「業務管理要領」は、県中央家保で行われる全ての検査を対象にしていない。現時点で対象は、「牛ヨーネ病遺伝子検査」、「鳥インフルエンザ遺伝子検査」、「鳥インフルエンザ血清抗体検査（エライザ法）」の3つのみである。

(今回の豚コレラに関する検査体制)

※人数はすべて獣医師数

検査名	検査担当者数	初期対応した担当者数
1 血液生化学検査	生化学担当 1名	生化学担当 1名
2 FA (蛍光抗体法)	病理担当 1名	病理担当 1名
3 PCR (遺伝子検査)	ウイルス担当 2名	ウイルス担当 1名
4 エライザ法	ウイルス担当 2名	ウイルス担当 1名



(新たな検査体制 (案))

※人数はすべて獣医師数

検査名	検査対応可能者数	検査ごとの対応者数
1 血液生化学検査	生化学担当 4名	生化学担当 2名
2 FA (蛍光抗体法)	病理担当 4名	病理担当 2名
3 PCR (遺伝子検査)	ウイルス担当 4名	ウイルス担当 2名
4 エライザ法	ウイルス担当 4名	ウイルス担当 2名

- ・ 今回の事案における殺処分数は546頭であり、家畜防疫員である家畜保健衛生所の獣医師のほか、緊急的に県他部局、他府県、国のほか、民間の獣医師などの応援により、国の防疫指針に定める24時間以内の約23時間で殺処分を完了することができた。
- ・ 一方、県内には豚の飼養頭数3,000頭以上の大規模農場が9農場あり、今回以上の殺処分が必要となる場合には、措置に時間を要する可能性も懸念される。
- ・ 家伝法第53条の4で「知事は、獣医師を都道府県の職員として採用し、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない」とされており、今後は大規模農場での事案発生も想定し、「(4) 民間の獣医師の活用」など、事案発生時の防疫業務に従事する家畜防疫員の確保をあらかじめ準備しておく必要がある。
- ・ 県による家畜防疫員の確保に特に有効と考えられる民間獣医師の活用にあたっては、対応可能人員を把握するため、県獣医師会などと連携して登録制度を設けるとともに、家伝法に規定する殺処分や立ち入り検査を行うためには、家畜防疫員として任命する必要があるため、対象獣医師を県で採用する仕組みづくりも求められる。
- ・ また、平時からの情報共有や事案発生時の役割を想定した合同訓練を実施することなども重要であると考えられる。

3 迅速かつ正確な検査体制の仕組み強化（拠点整備）

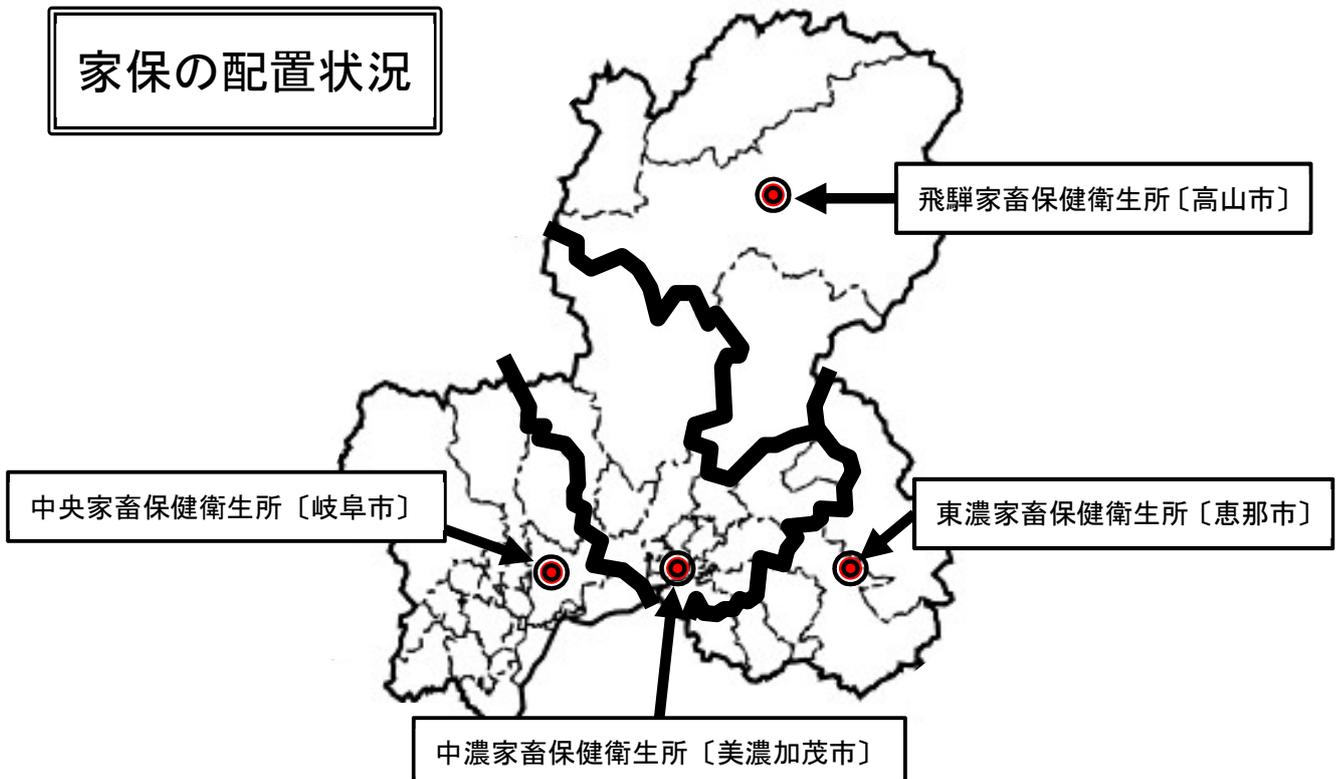
- ・ 豚コレラをはじめ、家畜伝染病全般に迅速に対応するため、検査拠点の整備・充実を図る。
- ・ 現在、高度な病性鑑定検査は県中央家保（岐阜市）のみで実施しているが、県内のいずれの地域で伝染病が発生した場合においても、検体の搬入から検査までを迅速に対応するため、県中央家保以外の家畜保健衛生所においても高度な病性鑑定検査を実施できる体制を構築する。
- ・ 一例として、飛騨地域は肉用牛の飼育が盛んであり、検体も大きいことから、検体の運搬を想定した場合、飛騨地域に検査拠点を整備することは検査体制の強化につながる。

※他の家畜保健衛生所における高度な病性鑑定検査の実施に向けた検討事項

- (1) 県内高度病性鑑定検査施設の配置計画
- (2) 施設（検査室、焼却炉等）及び検査機器、検体運搬車等の整備
- (3) 検査対応人員の配置、必要物品の精査 など

※他都道府県の状況（47 都道府県中、本県含む 44 都道府県の状況）

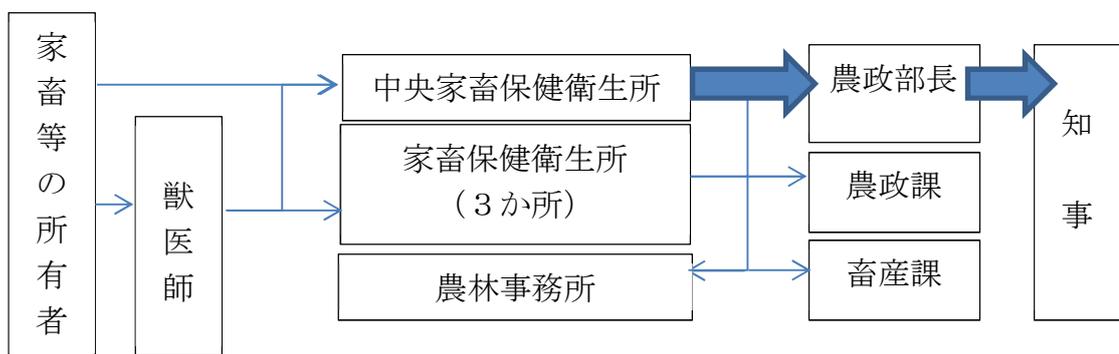
- (1) 病性鑑定家保（本県では中央家保）以外でも PCR（遺伝子検査）に使用する機器を保有するのは 9 道県（本県含まない）
- (2) 病性鑑定家保以外でも焼却炉を設置しているのは 35 道県（本県含まない）



4 重要情報の共有ルールの確立

- ・ 家畜伝染病対策の迅速化を図るため、警鐘的情報である初動期の情報共有ルールを整備する。家畜伝染病対策全般の体制強化を行うため、他の家畜伝染病についても同様のルールを整備する。
- ・ なお、国の指針で、通報があった時点で国に報告するよう定められているもの（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ）はその限りでない。
- ・ 以下の重要情報は覚知した機関から県畜産課に連絡するとともに、組織内で共有のうえ、迅速に知事まで報告する。
- ・ 併せて、農政課、中央家畜保健衛生所、その他家畜保健衛生所、農林事務所の情報共有を同時に行うこととする。

家畜の別	各対策の重要情報
豚に関する重要情報	○ 国の防疫指針第4の1に係る豚の異常について、豚等の所有者等又は獣医師から家畜保健衛生所に通報があったこと。又は家畜保健衛生所の立入等により異常を覚知したこと。
豚以外の家畜も含めた共通の重要情報	○ 家畜の異常（「家伝法」に定める家畜伝染病にかかっている又はその疑いがあるとされるもの）の通報が家畜の所有者等又は獣医師から家畜保健衛生所にあったこと。又は家畜保健衛生所の立ち入り等により異常を覚知したこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜保健衛生所の立入検査の実施 ・ 立入後に行う各種検査の開始 ・ 各種検査の結果（陰性陽性に関わらず）



<p>国の防疫指針 （「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」 平成25年6月26日）</p>	<p>第4の1 豚等の所有者等から通報を受けたときの対応 都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、次の（1）から（8）までに掲げる症状が通常以上の頻度で見られた旨の通報を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。</p> <p>（1） 発熱、元気消失、食欲減退 （2） 便秘、下痢 （3） 結膜炎（目やに） （4） 歩行困難、後躯麻痺、けいれん （5） 耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑 （6） 削瘦、被毛粗剛（いわゆる「ひね豚」） （7） 異常産の発生 （8） （1）から（7）までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡</p>
---	---

※重要情報共有ルールを作成するための作業手順

豚コレラ以外の家畜伝染病については、各伝染病に特有の症状があるため、重要情報とする「家畜の異常」についてできる限り具体的に定める。

この重要情報を規定すべき疾病については、当面、国が定める特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病を優先することとして整備を進め、その他の疾病については、これらの特定疾病についての指針を作成した後、順次整備する。

(参考)「家畜伝染病予防法」は伝染性疾病28疾病を位置づけている。

このうち、国では、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病(8伝染病)に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針を作成している。

【特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病】(8)

- ・豚コレラ ・アフリカ豚コレラ ・口蹄疫
- ・牛疫 ・牛肺疫 ・牛海綿状脳症(BSE)
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

【家畜伝染病予防法に位置付けられる伝染性疾病】(28)

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症、腐蛆(そ)病

【特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病における異常症状及び通報ルール】

○豚コレラ

[異常症状(防疫指針第4の1)(抜粋)]

- ・ 都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、次の(1)から(8)までに掲げる症状が通常以上の頻度で見られた旨の通報を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。(1)発熱、元気消失、食欲減退 (2)便秘、下痢 (3)結膜炎(目やに) (4)歩行困難、後躯麻痺、けいれん (5)耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑 (6)削瘦、被毛粗剛(いわゆる「ひね豚」) (7)異常産の発生 (8)(1)から(7)までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

[通報ルール(防疫指針第4の2)(抜粋)]

- ・ 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

○アフリカ豚コレラ

[異常症状]

- ・豚コレラと同じ

[通報ルール（防疫指針第3の1）（抜粋）]

- ・都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、アフリカ豚コレラの類症疾病である豚コレラを疑う症状を呈している豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の通報を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、豚コレラ防疫指針に基づき対応する。

○口蹄疫

[異常症状（防疫指針第3の2）（抜粋）]

- ・都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

[通報ルール（防疫指針第3の1）（抜粋）]

- ・都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、（農林水産省）動物衛生課に報告する。

○牛疫

[異常症状(防疫指針第3の1)(抜粋)]

- ・ 都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、異常家畜に関する届出があり、当該通報の内容が次の①及び②のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍があること。

② 死亡家畜が急激に増加していること。また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

[通報ルール(防疫指針第3の2)(抜粋)]

- ・ 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の①及び②に掲げる異状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行う。

○牛肺疫

[異常症状(防疫指針第3の1)(抜粋)]

- ・ 都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、異常家畜に関する届出があり、当該通報の内容が次の①及び②のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 複数の家畜に40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止があること。

② 複数の死亡家畜がいること。

[通報ルール(防疫指針第3の2)(抜粋)]

- ・ 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の①及び②に掲げる異状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行う。

○BSE

[異常症状(防疫指針第3の1)(抜粋)]

- ・ 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、次のいずれかの症状(以下「特定臨床症状」という。)を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

a 興奮しやすい b 音、光、接触等に対する過敏な反応

c 群内序列の変化 d 搾乳時の持続的な蹴り

e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

f 扉、柵等障害物におけるためらい等

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
〔通報ルール（防疫指針第3の1）（抜粋）〕

- ・ 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、左記（ア）の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

〔異常症状及び通報ルール（防疫指針第4の1）（抜粋）〕

- ・ 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあつては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合 ③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

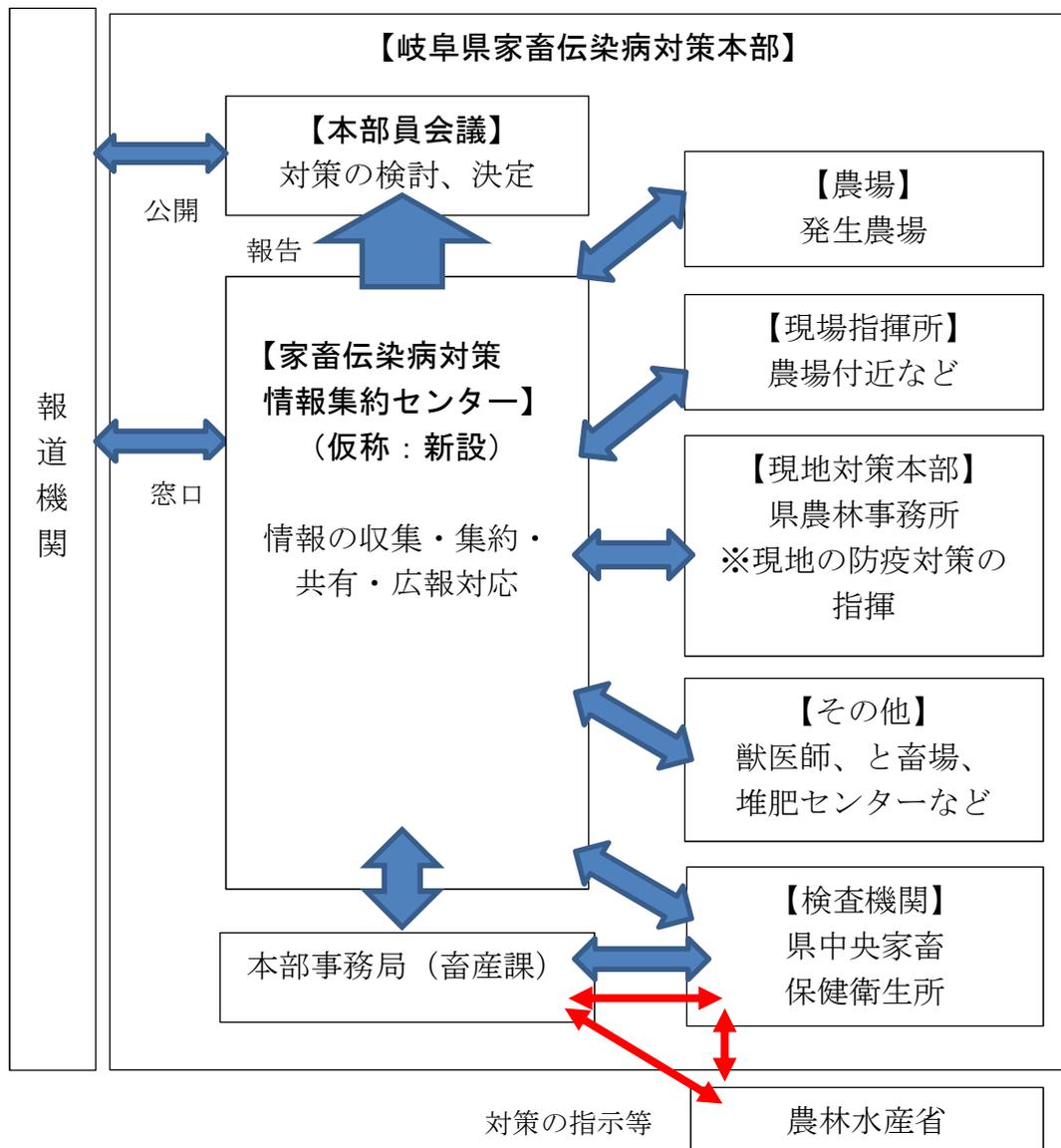
ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

5 情報収集・集約・共有等の仕組み強化

- ・ 情報の正確な把握、集約、共有、広報を図るため、豚コレラに関する重要情報を覚知した時点で、情報の一元的把握と一元的提供を行う「家畜伝染病対策情報集約センター（仮称）」を設置し、迅速・的確な家畜伝染病対策の実施を図る。
- ・ 構成員は農政部を中心に他部局職員から構成し、発生状況、防疫対策の状況、検査結果、その他県本部の対策の状況を把握する。

【家畜伝染病対策に関する情報収集・集約・共有等のイメージ】



(参考)「家畜伝染病対策情報集約センター」の運用案(豚コレラの場合)

(1) 概要

情報共有の最初のタイミングである豚の異常について所有者又は獣医師から家畜保健衛生所に通報があったとき自動設置とし、情報の収集、整理を開始する。原則勤務時間内設置とするが、検査結果待機など、必要に応じて24時間運営とする。

(2) 設置のタイミングと体制

情報集約センターは事態の進行によりその組織を拡大する。

国の防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜があると判定されたときに記者公表する(病性の判定前に公表する必要がある場合は国と協議の上公表する)。

	タイミング	体制名	職員数
フェーズ1 通報・現地調査段階	・豚の異常について所有者又は獣医師から家畜保健衛生所に通報があったとき	第1体制	2名
フェーズ2 県検査陽性判定段階	・県の臨床検査、血液検査、解剖検査で疑いがあると認められた場合 ・国の防疫指針第4の5により陽性判定とした場合〔県の抗原検査(PCR検査及びFA検査)、血清抗体検査(エライザ法)で陽性判定とした場合〕 →公表準備、本部員会議準備	第2体制	管理職1 +6名
フェーズ3 防疫体制	・国の防疫指針第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたとき →公表、本部員会議開催	第3体制	管理職1 +6名
フェーズ4 収束体制	・発生農場における防疫措置完了(72時間以内)から移動制限解除まで	第4体制	管理職1 +2名

(3) 具体的業務内容

- ・ 豚の異常のあった農場に関する情報の収集・集約に関すること
- ・ (野生動物の患畜があった場合) 野生動物に関する情報の収集・集約に関すること
- ・ 県の対策に関する情報の収集・集約に関すること
(県中央家畜保健衛生所、現場指揮所、現地対策本部など)
- ・ 国の対策に関する情報の収集・集約に関すること
- ・ 公表資料の作成に関すること
- ・ 公表資料、WEBによる情報提供に関すること
- ・ 知事の記者会見に関すること
- ・ 報道機関等からの問い合わせの対応に関すること

(4) 班編成

- ・ 農政課管理職(情報集約センター長): 事務総括、問い合わせ対応
- ・ 情報収集係2名: 各種情報の収集、確認
- ・ 情報集約係2名: 時系列資料の作成、公表資料の作成
- ・ 情報発信係2名: 公表資料等の関係機関への提供、WEB作成

6 防疫対策要領の作成及び改正

- ・ 今回の初動体制の課題を踏まえ、県の防疫要領について、前述の具体的対策1～5（※）を盛り込み、詳細な手順を定めるなど、大幅改正を行う。
- ・ また、家畜伝染病対策の強化を図るため、特定家畜伝染病防疫指針を策定すべき家畜伝染病（8伝染病）についても、1～5の具体的対策を踏まえた県の防疫要領を作成または改正する。
- ・ このことについて、研修会などを通じて、県、市町村、所有者、獣医師、関係団体への周知徹底を図る。
- ・ なお、すでに要領がある「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ」及び「口蹄疫」については必要に応じた改正を行う。

（※）具体的対策（1～5）

1. 異常豚の早期発見・早期通報の徹底
2. 迅速かつ正確な検査体制の仕組み強化（人材育成・確保）
3. 迅速かつ正確な検査体制の仕組み強化（拠点整備）
4. 重要情報の共有ルールの確立
5. 情報収集・集約・共有の仕組み強化

【防疫対策要領の策定状況】

	国の防疫指針 (公表日)	県の防疫要領 (改正日)
豚コレラ	○ (H25. 6. 26)	○ (H25. 4. 1)
アフリカ豚コレラ	○ (H25. 6. 26)	×
口蹄疫	○ (H27. 11. 20)	○ (H22. 10)
牛疫	○ (H27. 11. 20)	×
牛肺疫	○ (H27. 11. 20)	×
B S E	○ (H27. 4. 1)	×
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	○ (H27. 9. 9)	○ (H30. 8. 21)

- ・ 農場ごとに策定すべき「防疫措置計画」は、豚、牛、鶏すべてについて策定済であるが、そのうち養鶏農場は、高病原性鳥インフルエンザ発生以降、死体の埋却地のボーリング調査など、「防疫措置計画」の強化が行われてきた。
- ・ 豚と牛については、この計画強化は未実施であるため、今回の豚コレラ発生を受け、計画強化を含め「防疫措置計画」の総点検を実施する。

7 アクションプラン

先に示した具体的対策のアクションプラン（実行のスケジュール）は以下のとおりとする。

特に初動対応に重要なタイミングとなる、

（１）早期発見、早期通報の周知・徹底

（２）組織内で最初に共有すべき、警鐘となる情報「重要情報」の整理とルールづくり

を最優先に行う。

 : 検討  : ルール、方針の確定

	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1. 早期発見、早期通報の徹底						
2. 3. 検査体制等の仕組み強化 (必要に応じて予算・組織要求)						来年度から本格的に展開
4. 重要情報の共有ルールの確立 (豚コレラ)						要領の改正 次の事案から直ちに対応
4. 重要情報の共有ルールの確立 (豚コレラ以外)						要領の策定または改正
5. 情報収集・集約・共有の仕組み強化						
6. 対策要領の改正 (豚コレラ)						初期対応に係る部分については年内
6. 対策要領の作成及び改正 (豚コレラ以外)						
	未作成の伝染病は早急に整備					

(参考) 豚コレラ 主な検査方法について

検査法	材料	検出対象	備考
血液検査			
血液一般検査 血液生化学検査	血清 (血液が固まるときに分離する黄色・透明の液体)	感染症の疑いを調べるもので、豚コレラウイルスは検出できない。	血液を構成する要素の状態の分析を行い、健康状態を把握するもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・血液一般検査の項目…赤血球、白血球、好中球等 ・血液生化学検査の項目…血清総蛋白、アルブミン、グロブリン、γ-GTP、コレステロール等 		
抗原検査			
FA (蛍光抗体法)	扁桃 (咽頭に位置する器官)	豚コレラウイルスの抗原(ウイルスそのもの)	判定まで3～4時間
PCR (遺伝子検査)	扁桃など	豚コレラウイルスの遺伝子	高感度 ウイルス感染を直接確認できる。 判定まで7～8時間
抗体検査			
エライザ法 中和試験	血清	豚コレラウイルスの抗体(体内に侵入したウイルス:抗原に反応して結合するもの)	ウイルス感染を間接的に証明する。 抗体を検査するため、過去に罹患したか否かを確認できる。 エライザ法:判定まで3～4時間 中和試験:判定まで最短3～4日間

※ 豚コレラウイルスは感染するとまず扁桃で増殖するため、国の防疫指針では「本病を疑う症例の診断においては、迅速性及び検体処理可能数量を勘案すると、凍結切片の蛍光抗体染色による豚コレラウイルスの抗原検出が最良である」とされている。

また、「蛍光抗体法によるウイルス抗原の検出と同時に細胞培養によるウイルス分離及び生体がいる場合は血液を材料としたPCR検査を実施する」とされている。

※ なお、豚コレラ検出方法では高病原性鳥インフルエンザにおいて初期検査に活用する「簡易検査」という概念は存在しない。

平成30年11月5日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム